

第 99 号議案

芦屋市総合計画の基本構想及び前期基本計画を定めることについて

芦屋市総合計画の基本構想及び前期基本計画を別冊のように定めることについて、地方自治法第 2 条第 4 項の規定及び議会の議決すべき事件を定める条例第 2 条第 3 号の規定により、市議会の議決を求める。

平成 22 年 11 月 30 日提出

芦屋市長 山 中 健

提案理由

現行の第 3 次芦屋市総合計画の計画期間が終了することに伴い、第 4 次芦屋市総合計画の基本構想及び前期基本計画を定めようとするもの。

第4次芦屋市総合計画（案）

－ 基本構想・前期基本計画 －

自然とみどりの中できすな絆を育み、“新しい暮らし文化”を創造・発信するまち

平成22年11月

芦屋市

目 次

基 本 構 想

第1章 計画づくりの背景と基本姿勢	2
1-1 計画策定の趣旨	2
1-2 計画の役割と構成・期間	4
1-3 芦屋のまちの変わりゆくもの・変わらないもの	6
1-4 芦屋市行政が直面する課題	7
1-5 計画づくりの基本姿勢	8
第2章 将来像とまちづくりの基本方針	10
2-1 芦屋の将来像	10
2-2 芦屋のまちづくりの基本方針	11
参考 市民会議が描く芦屋の将来の姿	12
第3章 目標とする10年後の芦屋の姿	22
3-1 人と人がつながって新しい世代につなげる	24
3-2 人々のつながりを安全と安心につなげる	27
3-3 人々のまちを大切に作る心や暮らし方をまちなみにつなげる	29
3-4 人々と行政のつながりをまちづくりにつなげる	32
第4章 基本構想の実現に向けて大切にすること	34
資料 芦屋市の状況	36
資料-1 市民アンケート調査結果	36
資料-2 芦屋市の人口推移と将来推計人口	40
資料-3 芦屋市の財政状況	42

前期基本計画

第4次芦屋市総合計画 前期基本計画について	44
第1章 人と人がつながって新しい世代につなげる	46
1 一人ひとりのつながりが地域の力を高め、地域主体のまちづくりが進んでいる	47
2 多様な文化・スポーツ・芸術・伝統が交流するまちで、芦屋の文化があふれている	50
3 お互いを尊重しながら理解と思いやりの心が広がっている	53
4 子どもたちが社会へ羽ばたけるようたくましく育てている	55
5 地域で安心して子育てができています	58
第2章 人々のつながりを安全と安心につなげる	62
6 市民が心身の良好な状態を維持して過ごしている	63
7 高齢者や障がいのある人がいきいきと安心して住み続けられる、まちぐるみの支え合い・ 助け合いが進んでいる	66
8 一人ひとりの意識やまちの雰囲気暮らしの安全を支えている	70
9 まちの防災力が向上し、災害時に的確に行動できるよう備えている	72
第3章 人々のまちを大切に作る心や暮らし方をまちなみにつなげる	76
10 花と緑に彩られた美しいまちなみが自然と調和している	77
11 環境にやさしい清潔なまちでの暮らしが広がっている	80
12 交通マナーと思いやりがまちに行き渡り、市内が安全に安心して移動できるようになっ ている	82
13 充実した住宅都市の機能が快適な暮らしを支えている	85
第4章 人々と行政のつながりをまちづくりにつなげる	88
14 信頼関係の下で市政が展開している	89
15 経営資源を有効に活用し、健全な財政状況になっている	92

基 本 構 想

第1章 計画づくりの背景と基本姿勢

1-1 計画策定の趣旨

本市は兵庫県南東部、大阪と神戸の二大都市の間に位置しています。これら大都市への交通の利便性ととも、北には緑豊かな六甲の山々が連なり、南には大阪湾を臨み、自然環境や温暖な気候に恵まれた居住条件の優れた住宅地として成長してきました。そして、昭和15年（1940年）に精道村から芦屋市へと飛躍し、平成22年（2010年）には市制施行70周年を迎えたところです。

戦後からの復興途上にあった昭和26年（1951年）には、住民投票によって本市のみに適用される地方自治特別法「芦屋国際文化住宅都市建設法」が公布され、国際性、文化性あふれる住宅都市を目指してまちづくりを進めてきました。昭和39年（1964年）には「芦屋市民憲章」を制定し、昭和46年（1971年）には「芦屋市総合計画」として、自然の美、人工の美、人間の美が調和し、品位と風格のある個性豊かな住宅都市を目標にまちづくりを進め、昭和61年（1986年）には「芦屋市新総合計画」において「誇りと愛着を感じる国際文化住宅都市」として成熟都市を目指してきました。

しかし、平成7年（1995年）1月17日の阪神・淡路大震災によって444人もの尊い人命が奪われ、長年築き上げてきた芦屋のまちは壊滅的なダメージを受けました。平成7年（1995年）に「芦屋市震災復興計画」、平成13年（2001年）には「第3次芦屋市総合計画」を策定し、「知性と気品に輝く活力ある国際文化住宅都市」を将来像に掲げ、全国から寄せられた支援に支えられながら、市民と行政でまちの再生・創生を図ってきました。しかし、復興の過程や世代交代の中で、これまで芦屋の良さとしてきたものが失われつつあります。

これからのまちづくりは、まちの個性が求められます。何をまちの個性とし、どのように魅力を発展させていくのかが問われています。芦屋の魅力を更に高め、「住み続けられるまち・住んでみたいまち・芦屋」であり続けるために、芦屋に関わる人々が共有できる目標として第4次芦屋市総合計画を策定します。

【芦屋国際文化住宅都市について】

昭和26年（1951年）に住民投票によって生まれた本市のみに適用される地方自治特別法「芦屋国際文化住宅都市建設法」に基づき、これまでの本市の総合計画では将来像に「国際文化住宅都市」を表してきました。

このことについて市民会議では、この法律が公布されてから60年経ち、グローバル化や高度情報化の時代となった今日では「国際」は特別なことではなくなっていることや、芦屋は「都市」よりもコンパクトな「まち」のイメージがふさわしいという意見が多くあった一方で、やはりまちの個性としては大事にすべきではないかという意見もありました。

目標とするまちの姿を示すものとしては、現在では特徴的ではないという見方もありますが、このような本市だけに適用される特別法があるということは、まちの個性として欠かせないものであると本市としては考えています。

一般的に、「まちづくり」、「市民」、「協働」という言葉の定義は必ずしも明確ではありません。この計画ではこれらの言葉を次のように定義し、使用しています。

(1) 「まちづくり」とは

この計画における「まちづくり」とは、まちなみ、芦屋の歴史や文化、人と人とのつながり、まちを大切に暮らす暮らし方、そして、地域の課題解決のための仕組みづくりなど、芦屋づくりに関わる全てのことについて、みんなで考えたまちの将来像を市民と行政が共有し、それぞれの役割を果たしながら継続的に取り組むこととします。

また、市民と市民、市民と行政の連携、協働だけでなく、市民一人ひとりの行動や行政による活動も含め、芦屋をより良いまちにしていくための行動全体とします。

(2) 「市民」とは

「芦屋市市民参画及び協働の推進に関する条例」では「市民」を「市内に在住、在勤及び在学する個人並びに市内で活動する法人その他の団体をいう。」と規定しています。

この計画における「市民」もこの規定に基づいて用いています。

(3) 「協働」とは

「芦屋市市民参画及び協働の推進に関する条例」では「協働」を「市民及び市がまちづくりについて、それぞれの役割と責務を自覚し、互いに尊重し、補完し、協力することをいう。」と規定しています。

この計画における「協働」もこの規定に基づいて用いています。

1-2 計画の役割と構成・期間

(1) 計画の役割

○ まちづくりの指針

市民と行政が目標を共有して共にまちづくりに取り組むための指針とします。

○ 行政運営の指針

本市の長期にわたる総合的かつ計画的な行政運営の指針とします。

○ 国・県等との相互調整の指針

国・県等が広域的計画の策定や事務事業を行うに当たって、芦屋の将来像や目標とするまちの姿などを尊重し、本市と相互調整を図るための指針とします。

(2) 計画の構成と期間

○ 基本構想

芦屋のまちづくりの最高理念であり、目標とするまちの将来の姿を描き、その実現に向けた施策を行うための基本的な考え方や方針を示すものです。

基本構想の期間は10年とし、平成23年度（2011年度）から平成32年度（2020年度）までとします。

○ 基本計画

基本構想を実現するために必要な施策とその方向性を総合的かつ体系的に示す基本的な計画で、具体的な事務事業の基礎とするものです。

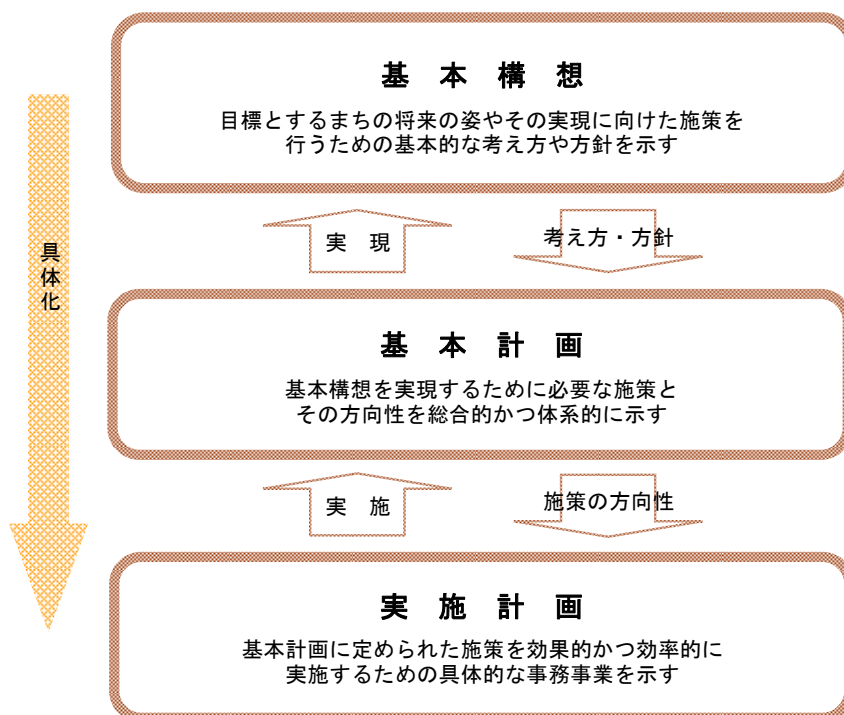
基本計画の期間は前期5年、後期5年とし、前期を平成23年度（2011年度）から平成27年度（2015年度）まで、後期を平成28年度（2016年度）から平成32年度（2020年度）までとします。

○ 実施計画

基本計画に定められた施策を効果的かつ効率的に実施するための具体的な事務事業を示すものです。その策定に当たっては、その時々の方々の財政の長期的な見込みを勘案し、毎年度の予算編成の指針となるよう策定します。

実施計画の期間は3年とし、1年を経過するごとに直して毎年度策定します。

【第4次総合計画の構成】



【第4次総合計画の期間】

平成23年 (2011年)	平成24年 (2012年)	平成25年 (2013年)	平成26年 (2014年)	平成27年 (2015年)	平成28年 (2016年)	平成29年 (2017年)	平成30年 (2018年)	平成31年 (2019年)	平成32年 (2020年)
基本構想 (10年間)									
前期基本計画 (5年間)									
					後期基本計画 (5年間)				
	実施計画 (3年間)								
	実施計画 (3年間)								
		実施計画 (3年間)							
			実施計画 (3年間)						

1-3 芦屋のまちの変わりゆくもの・変わらないもの

(1) 変わりゆくまちなみ

芦屋では、昭和40年代から地価の上昇や相続の困難さなどから、敷地の大きな住宅がマンション用地として供給され始めました。阪神・淡路大震災後はその状況が加速し、企業の社宅や寮であった土地もマンション用地となり、低層住宅が中層の集合住宅へ変化し、それとともに人口が膨れ上がってきました。

かつての芦屋の特徴であった庭園に豊富な緑をたたえた「お屋敷まち」、「大きな邸宅が多いまち」というまちなみは、時代の流れとともにその姿も変わりつつあります。

(2) 薄れていく人々のつながり

※市民アンケート調査結果は、36～39ページを参照

まちなみの変化だけでなく、人々のつながりも変わってきました。

家族構成やライフスタイルの変化、価値観の多様化に伴い、個人の生活にしか関心を持たない暮らし方や自治会などの地縁的な組織への参加意欲の低下など、人々と地域のつながりが希薄化し、地域での支え合い、助け合いによる暮らしの安心を弱めていると考えられます。

(3) 芦屋の魅力への変わらない愛着

市民アンケート調査の結果からは、8割以上の方が「住み心地がいい」と感じています。

また、恵まれた自然環境や交通が便利であることなどの立地条件に加え、清潔で美しく、生活の利便性があることが芦屋に住み続けたい理由となっており、このことはこれまでのアンケート調査の結果とも変わらないものとなっています。

また、これまでの芦屋のまちなみの良さを残す取組の一つとして、地区計画や建築協定の制度を積極的に活用し、一定地区内の建物の種類や大きさなどについてその地区の市民が話し合い、その地区の特性に応じたまちなみづくりを行ってきています。このことは、市民が芦屋の魅力を理解し、その良さを残したいというまちへの愛着の表れと考えられます。

このことから、市民の芦屋への愛着をこれからも変わらないものにするためには、今ある魅力を堅持しながら、住宅都市としての機能や付加価値を高めていく必要があります。

(4) 震災の経験から学んだ市民参画・協働の大切さを再び

阪神・淡路大震災では、人々が支え合うことの大切さを学びました。

ボランティア元年と呼ばれるように、支え合いに参加するボランティアの存在を大きなものにしました。また、復興の過程では、まちづくり協議会をはじめとした市民参画・協働がまちづくりに欠かせないものであるという考え方も定着してきました。

そのような中で、平成13年度(2001年度)にスタートした第3次芦屋市総合計画では、「市民と行政の協働のもとに」を基本理念に市民参画と協働の推進のための環境づくりに取り組んできました。

震災をきっかけにしてボランティア活動を始め、現在も継続的に行っている市民も多くおられますが、人々のつながりや参加意欲が希薄化していく中で、改めて日頃の近隣とのつきあいの大切さを思い起こし、まちづくりに「参加する」文化を確実なものにしていく必要があります。

1-4 芦屋市行政が直面する課題

(1) 公共に求められる役割の拡大

少子高齢化の進行や家族構成の変化、地域社会でのつながりの希薄化などに伴い、保育や介護などのサービスの充実や、価値観の多様化に伴う様々な課題への対応が必要となっています。また、社会資本整備の拡大による維持管理業務が増大していることに加え、多様化する犯罪、頻発する自然災害への対応など、公共に求められる役割は拡大しており、その中で、行政サービスの需要も増大し続けています。

(2) 行政を取り巻く厳しい状況

※芦屋市の人口推移と将来推計人口は、40～41ページを参照
※芦屋市の財政状況については、42ページを参照

公共サービスの需要が増える一方で、世界的な景気変動の影響によって税収入も不安定となり、今後の見込みが立ちにくく、さらに、少子高齢化によって生産年齢人口（15～64歳）が減少し、財政負担能力も低下してきており、行政だけできめ細かなサービスまでも担っていくことには限界がある状況となっています。

(3) 国と地方の役割と関係の見直し

このような時代潮流の中で、国と地方の役割と関係も見直されています。

平成12年（2000年）に施行された、いわゆる地方分権一括法（地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律）以降、平成19年（2007年）に施行された地方分権改革推進法、さらに、平成21年（2009年）の地方分権改革推進計画によって、国と地方の関係が上下の関係から対等の立場で対話できる新たな関係へと着実に進んできています。

このことから、地方公共団体、特に住民に最も身近な市町村である本市においては、これまでの国の指揮監督のもとに進めてきた様々な行政サービスを、自らの責任と判断で地域の実情に応じて主体的に対応していくことが、今後、更に求められることとなります。

(4) 地域の課題は地域に暮らす人々が解決する時代へ

このような状況の中で、個性や多様性、心の豊かさを求める価値観が広がり、地域の一員としての役割意識だけでなく、地域のために活動することに生きがいを見出す人々が増え、人々の信頼や連帯感を取り戻す動きに加え、これまで行政が担ってきた公共サービスの提供者となり得る意欲と能力を備えた市民活動やNPO活動が全国的に増えており、芦屋においてもそのような活動が活発化してきています。

市民が自分たちでできることは自分たちで行いながら、地域に必要な行政サービスを地域が選択していくとともに、芦屋の資源を発掘、再発見し、個性と活力に満ちた芦屋づくりを行う、まさに地域の課題は地域に暮らす人々が解決する時代へと大きな転換期を迎えていると言えます。

1-5 計画づくりの基本姿勢

(1) 芦屋に暮らすことに誇りと愛着を持つために

芦屋の魅力は行政だけで高めることはできません。阪神・淡路大震災では市内全域に及ぶ被害を受け、行政が対応できることには限界があることや、近隣の助け合いがいかに重要であるか身をもって体験してきました。

市民一人ひとりがまちを大切にする心や芦屋に暮らすことに誇りを持ち、まちの魅力を高めるために考え、行動することでまちへの愛着となってまちの雰囲気を作り上げていきます。市民と市民、市民と行政の連携によってまちを大切にする心の文化を継承していかなければならないときに来ています。

(2) 市民と行政の協働による計画づくり

このようなことを背景に、この計画では、目指すべきまちの姿を市民が描き、行政がその実現に向けた方策を考える過程によって、市民と行政が協働して計画づくりを行うことを基本姿勢として取り組みました。

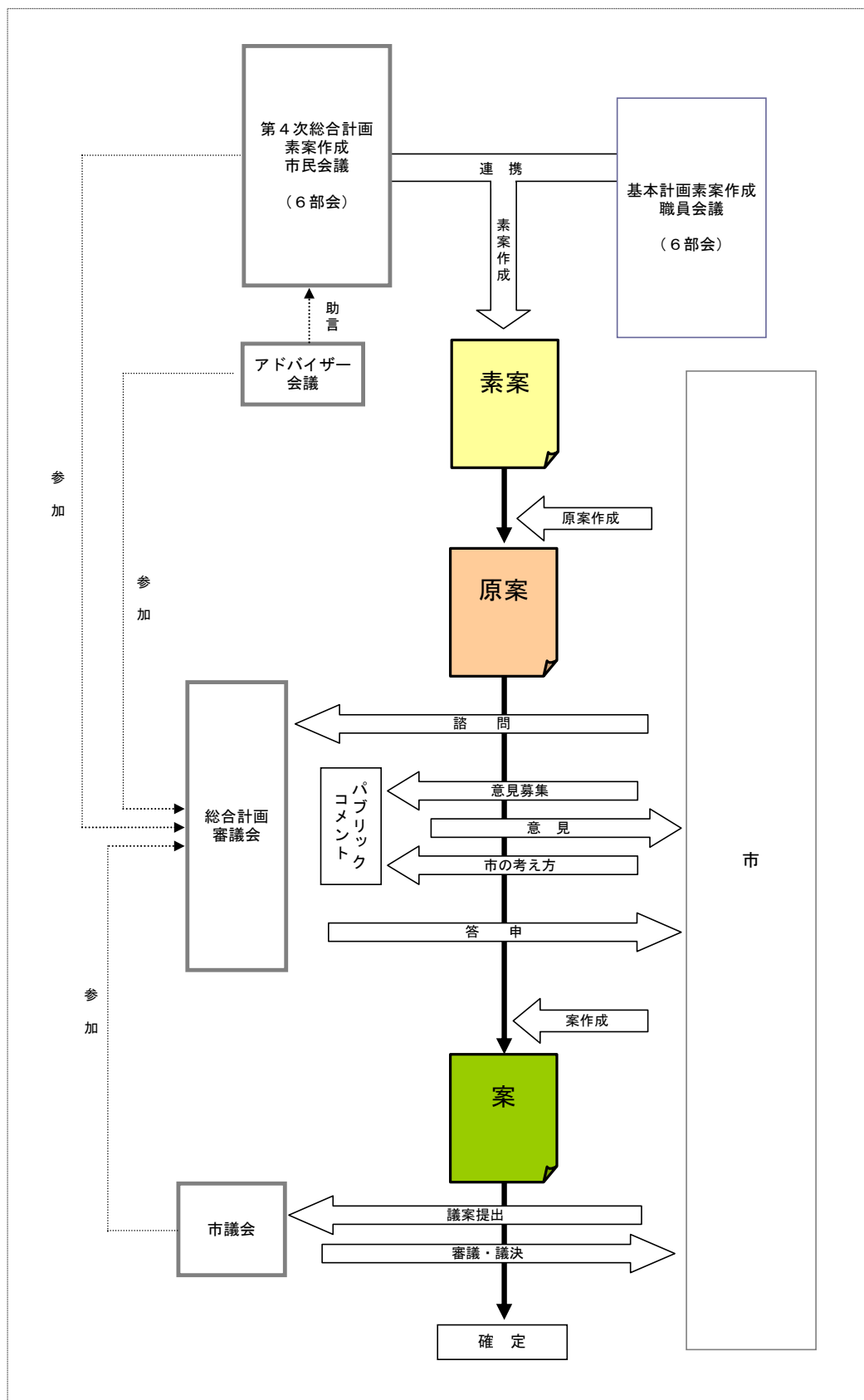
まず、公募市民47人で構成する市民会議と若手職員中心の41人で構成する職員会議が素案づくりを行いました。市民会議では、6つの視点^{*}で芦屋の将来の姿を描き、職員会議では、市民会議と連携して施策につながるように目標を具体化し、それぞれが「基本構想素案」、「基本計画素案」としてまとめ、市長に提言を行いました。

この提言を受け、素案を尊重しながら行政としての課題認識を加え、前期基本計画については施策として整理し、計画づくりを行いました。

第4次芦屋市総合計画は、「私たちの計画」として市民と行政が協働して策定したものです。

^{*}6つの視点：安全安心、保健医療福祉、次世代育成、市民活動、まちづくり、行政

【第4次総合計画基本構想・前期基本計画策定のプロセス】



第2章 将来像とまちづくりの基本方針

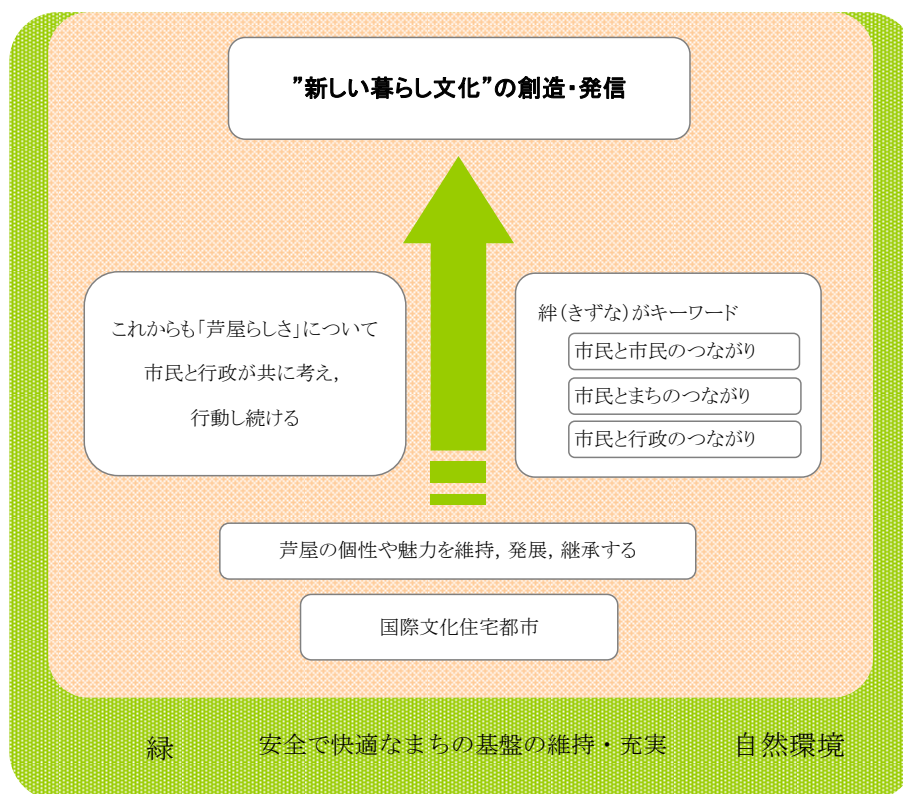
2-1 芦屋の将来像

自然とみどりの中で絆きずなを育み、
“新しい暮らし文化”を創造・発信するまち

芦屋は、大阪と神戸の二大都市の間に位置し、交通の利便性などの居住条件に優れているだけでなく、北の緑豊かな六甲の山なみ、南の大阪湾、芦屋の風景の代表でもある南北に流れる芦屋川や宮川などの自然環境にも恵まれています。この環境の中で人々や文化が交流し、先人たちは暮らしそのものを楽しみ、それまでの暮らしの様式を守りながらも新しい風を呼び込んだ芦屋の暮らしを築き、創造してきました。

私たちはこの芦屋ならではの暮らしの創造を“暮らし文化”と名付けます。

自然やみどりを守り、歴史を伝え、伝統を継承し、人々や文化が交流するまちで、市民がまちなみを美しく保ち、人とのつながりやまちを大切にすることを育てながら暮らしを楽しむことを芦屋の個性や魅力と捉え、これからも時代の流れとともに“新しい暮らし文化”を創造し、発信し続けるまちを芦屋の将来像として掲げます。



2-2 芦屋のまちづくりの基本方針

芦屋の将来像である「自然とみどりの中で絆(きずな)を育み, “新しい暮らし文化”を創造・発信するまち」から, 「絆(きずな)」を「人と人とのつながり」, 「人とまちとのつながり」, 「市民と行政とのつながり」と捉え, それを「芦屋のまちづくりの基本方針」へと展開しました。

1 人と人がつながって新しい世代につなげる

人々の主体的な活動や幅広い世代の交流を活発にし, 絆(きずな)を深め, お互いに刺激し合うことで育ち育てられながら世代をつないでいく。

2 人々のつながりを安全と安心につなげる

日頃の挨拶から何かあった時に声を掛け合うつきあいとなり, 助け合い, 支え合うことで地域での暮らしの安全や安心へとつないでいく。

3 人々のまちを大切に作る心や暮らし方をまちなみにつなげる

人々のまちを大切に作る心を育て, 活動につなげて暮らし方を表現することでまちなみへとつないでいく。

4 人々と行政のつながりをまちづくりにつなげる

市民と行政が目標を共有し, それぞれの役割を担うことで芦屋のまちづくりにつないでいく。

これからの10年間, 安全で快適な住宅都市としての基盤をより一層充実させることに努めながら, この「絆(きずな)」を深めるための取組を進め, 芦屋の未来へとつないでいきます。

参考 市民会議が描く芦屋の将来の姿

この計画の策定では、市民会議から基本構想素案を提言としていただきました。

市民会議は、6つの部会、47人の公募市民委員から構成されており、平成21年（2009年）5月から12月までの7か月間に渡り、延べ61回の話し合いをされました。

第4次芦屋市総合計画では、この提言を尊重し、芦屋の将来の姿として引き継いでいます。

※「第4次芦屋市総合計画基本構想素案」（平成21年12月）第4次芦屋市総合計画素案作成市民会議 から抜粋

○ 芦屋の将来像

自然とみどりの中で絆きずなを育み、“新しい暮らし文化”を創造・発信するまち

芦屋のまちのスタイルである“暮らし”を礎に、市民の交流から生み出される新たな暮らしを文化と捉え、まちの魅力につなげていく“暮らし文化”を基軸に据え、山・川・海の恵まれた自然とまちなかの身近な“みどり”の中で、人と人、自然と人との絆きずなを育み、その絆きずなで“暮らし文化”を創造し、発信するまちを芦屋の将来像とします。

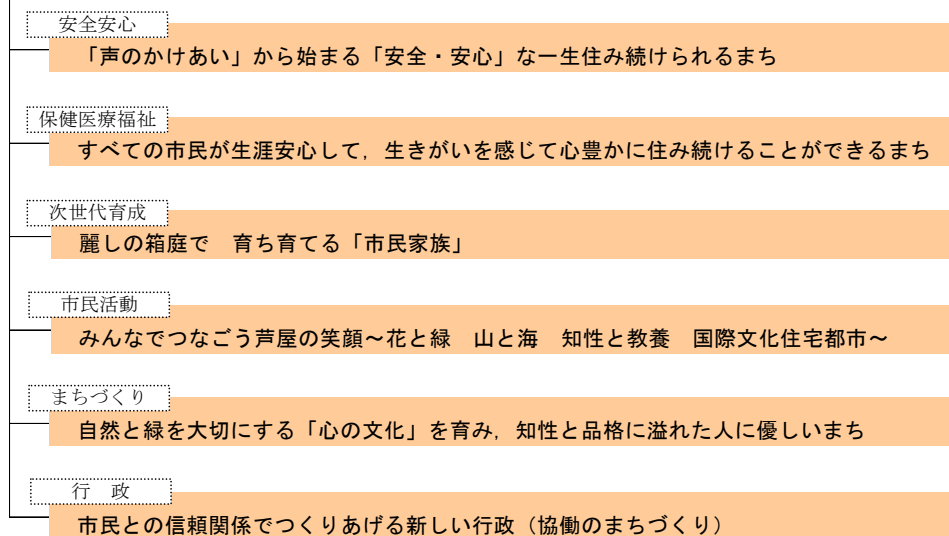
※市民会議での芦屋国際文化住宅都市建設法についての意見

- ・当時は「都市」を目指していたが、今は「まち」のほうがイメージと合っていて、やわらかい感じがする。
- ・現在では、「国際」や「文化」は芦屋だけのことではないので、総合計画に残す必要がないのではないか。
- ・「国際文化住宅都市」は芦屋を特徴付けた良い意味での遺産なので、残しておくべきではないか。

○ 芦屋の将来像と6つの視点から見た将来像

芦屋の将来像

自然とみどりの中で絆きずなを育はぐくみ、“新しい暮らし文化”を創造・発信するまち



安全安心の視点から見た将来像・10年後の姿

「声のかけあい」から始まる「安全・安心」な一生住み続けられるまち

私たちの日常生活における不安要素は、自然災害の激化や凶悪犯罪の発生、交通事故の増加などを背景に増加しています。また、地球温暖化や自然環境の保全など環境への意識も高まっております。今まで以上に安全で安心な、人にも環境にもやさしいまちが求められています。

このような安全安心に対する課題の多様化に対しては、災害や犯罪を防ぐ環境づくりなどももちろん必要ですが、市民が課題を共有し、お互いに助け合うことも不可欠です。そこでまずは、挨拶などの「声のかけあい」を市民みんなが始め、お互いに助け合う力を育てていくことが必要です。そして、その上で災害や犯罪から市民が身を守れるような取組や、交通マナーが改善されるような取組を行い、芦屋市をみんなが安全安心に一生住み続けられるまちにしていかなければなりません。

安全安心

「声のかけあい」から始まる「安全・安心」な一生住み続けられるまち

(1-1) 非常時にみんながパニックなく行動できるようになっています

－防災－

災害時に施設や設備、地域の人材などの様々な資源を有効に活用できるためには、市民と行政が一緒になって情報の集め方や伝達の仕方、共有の仕方をしっかりと話し合いながら、協働して災害に対する体制づくりを行っていく必要があります。

(1-2) 全ての市民が犯罪から身を守る方法を知っており、犯罪を予防できる環境も整っています

－防犯－

安全に生活できる環境となるためには、暗い道に街灯を設置することなどの整備だけでなく、犯罪発生状況に関する情報の迅速な共有化とともに、市民が防犯活動に積極的に関わるなどの市民が犯罪を予防する力を育て、市民が自ら犯罪から身を守れるようになる必要があります。

(1-3) 全ての市民が安心して道を歩けるよう、良識ある芦屋になっています

－交通安全－

みんなが安全安心に歩けるようになるには、交通マナーに関する教育や、マナーを守らない人への規制などのような直接マナーを向上させる取組だけでなく、お互いに市民が注意するなど交通マナー違反自体に気づかせる取組も必要です。このような取組を市民と行政がお互いに力を合わせて進めていくことで、良識ある芦屋にしていく必要があります。

(1-4) 全ての市民が安心かつ快適に暮らせる環境が整っています

－生活環境－

緑や管理の行き届いた公園などの都市環境は安全安心の基礎となるものとして、これからもしっかりと守る必要があります。

また、生活環境の観点からは、地球環境問題や新型インフルエンザ等の感染症の問題、食の安全の問題、悪徳商法の問題など様々な問題が存在しており、今後、新たに出てくる脅威に十分対応できるよう準備する必要があります。

(1-5) 市民がお互いに「声のかけあい」をできるようになり、助け合うことができるようになっています

－基礎：マナー礼節－

人と人とのつながりが希薄になることでマナー礼節の低下を招き、「安全・安心」な生活を脅かすと考えことから、日常生活の挨拶を始めとした「声のかけあい」に積極的に取り組むことによってマナー礼節を高め、お互いが助け合い「安全・安心」な生活を守っていく必要があります。

保健医療福祉の視点から見た将来像・10年後の姿

全ての市民が生涯安心して、生きがいを感じて心豊かに住み続けることができるまち

芦屋市の将来人口は、他の都市と比べると大きな減少傾向にはなりません、高齢化は着実に進んでいくことが予想されています。

ますます進んでいく少子高齢社会の中にあつて、誰もが「生涯安心して暮らせる」ことを求めています。乳幼児からお年寄りまでのあらゆる年代の人、障がいのある人や闘病中の人、仕事がない人、生活が苦しい人、外国籍の人、そして今は健康であり不安のない生活を送れている人など、誰もが「生きがいを感じて心豊かに」生活したいと望んでいます。

そこで、第4次芦屋市総合計画における保健医療福祉分野が目指すべきまちの姿を「全ての市民が生涯安心して、生きがいを感じて心豊かに住み続けることができるまち」を掲げ、その実現を目指します。

保健医療福祉

全ての市民が生涯安心して、生きがいを感じて心豊かに住み続けることができるまち

(2-1) 近隣のつながりを取り戻して支えあいの地域力が高まっています

—支えあいの地域力を高める—

誰もがこのまちに安心して住み続けるためには、近隣の人のつながりを取り戻して支えあいの地域力を高めていくことが必要です。

そのためには、自治会や小地域福祉活動など、市民が中心となる取組を全市に広げ、顔が見える近隣のつながりや支えあいを高め、あわせて団塊の世代などの地域デビューの場を創っていくことで地域活動が活発化していくことが期待できます。

また、地域福祉の専門職である地域福祉コーディネーターが中心となって、地域で活動する様々な人々のつながりを強めて、地域ぐるみの支えあいの体制が充実していくことが期待できます。

さらに、空き家を活用した身近な拠点づくりで、ひとり暮らしの高齢者や障がい者の地域生活を支える居場所が広がっていくことが期待できます。

(2-2) 市民力を中心にしてまちぐるみの保健医療福祉ネットワークができています

—まちぐるみの保健医療福祉ネットワークづくり—

市民が保健医療福祉のサービスを利用しやすくすることが必要です。

そのためには、まず、バラバラの情報を集約し、縦割りのサービスをつなげ、行政組織間の連携や市民ニーズに基づく総合的なサービス提供や総合的な窓口が必要です。

また、市内各地域に民生委員・児童委員、福祉推進委員、ボランティア等と連携した市民にとってより身近な相談場所を配置することで、専門職の支援へとつなげていくことが期待できます。

さらに、これらをつなぎあわせる保健医療福祉ネットワークに市民が参加し、市民力を中心にしたまちぐるみの取組にしていくことで、よりそのニーズを反映したものになることが期待できます。

(2-3) 安心して住み続けることを支える拠点がつくられています

—福祉拠点の整備—

地域で安心して住み続けるためには、それを支える拠点整備が必要です。

そのためには、高齢者や障がい者が施設に入所することになっても、現在は市外に依存している入所施設を市内に増やすことや、可能な限り在宅生活を続けられるよう、市民や事業者の協力を得て、空き施設や空き家を活用することによって、市民と事業者、行政が連携して身近な場所に施設を整備することが考えられます。

また、地域医療については、芦屋病院が地域医療の中核としての役割を果たしていけるよう、病院運営をサポートする市民参加の場づくりを行うことで、市民・医療機関・行政が一緒になって、安心して医療を受けられる芦屋市ならではの医療システムが創られ、病院が再生することが期待できます。

(2-4) 健やかで心豊かな日々を過ごせる健康づくりに取り組んでいます**一心豊かな日々を実現する健康づくり**

健康づくりの輪を広げていくために活用できる空間として、公園や遊歩道などの身近な環境を整備することで、市民の健康づくりの輪が広がっていくことが期待できます。

また、健康づくりに関する情報が一体的に提供されることによって活動のきっかけづくりや活動の輪が広がっていくことが期待できます。

(2-5) 誰にもやさしいユニバーサルデザインのまちづくりが進められています**ユニバーサルデザインのまちづくり**

芦屋市の歩行者空間は、車いす利用者にとってバリアとなる道が多く残されており、阪神芦屋駅周辺のユニバーサル社会づくりの実績を広げていくことによって、障がい者や高齢者をはじめとする誰にとっても優しく安全な移動空間の確保が必要です。

そのためには、次のモデル地区として、例えば芦屋川をユニバーサルデザインのまちづくりとして再整備していくことが考えられます。

また、芦屋市の南北移動はバス交通が中心となっていることから、3病院ネットワークバスのような移動に制約のある人への支援が求められています。

次世代育成の視点から見た将来像・10年後の姿

麗しの箱庭芦屋で 育ち育てる「市民家族」

芦屋市は、広域的には大阪や神戸方面、市内では東西方向の交通利便性が高いまちです。また、南北方向のつながりは弱いものの、山と海と川に囲まれコンパクトで整ったイメージがあり、自然とふれながら安心して子育てができるまちです。さらに、市民は芸術に理解があり、文化イベントも多く、子どもにとっても文化的な環境が豊かなまちです。しかし、近年、祭りなどにおいて地域での世代間のつながりが希薄化してきています。そのため、各世代のつながりや多様な知恵を活かした、安心して質の高い子育て環境づくりが望まれます。

就学前や学校教育については、一般に高い水準にあり、小学校では独自性のある教育内容が進められています。特に、自分について考えたり、体験したりする教育を進めるなど、勤労観・職業観と自分の将来を設計できる力につながる教育は、小学校高学年から実施されています。しかし、卒業後自分の将来像や得意分野を見つけられない若者もでてきている状況もあり、更にそのキャリア教育を推進していくことが求められます。

今後は、身近で親しみの持てる美しい海、山、川の自然で彩られる箱庭のような芦屋で、家族のように気づかい助け合いながら子ども達を家庭・地域・学校で育み、市民自らも成長して次世代に受け継いでいくまちを目指します。

次世代育成

麗しの箱庭で 育ち育てる「市民家族」**(3-1) 芦屋の子育て環境には、様々な立場の家庭がいつでも気軽に安心して利用できる場があります****一子育てするには芦屋がお得：視点A就学前の子育て**

子ども同士の遊びが豊かになり、親も話し相手ができ、情報交換をしたりすることが可能になるように、気軽に立ち寄れる場や、子育て応援隊の設置など「芦屋での子育てはお得」と言われるよう行政の子育て支援施策とともに、身近な自然と触れ合い、育む自然教育の場を大切にしていける必要があります。

情報の提供や交換が気軽に行える場の充実の取組を進め、コミュニケーションが生まれ、地域も活性化していくことをめざします。

(3-2) 子どもに「自ら夢を抱き、実現するために必要な広い意味での能力」をつけ、一般社会に適応できる「社会性」も育てています

一人を育てるー：視点B学校教育

子どもの人格形成に是非とも必要なものとして、学級の少人数化、サポーターの導入、体験型授業等の工夫、制度・体制・施設環境や教育内容の一層の充実、教員の指導力の向上、地域特性を活(い)かした取組(学校と地域の協働)などがあげられますが、財政面の限界については学校と保護者双方の協力で対応していくことが必要です。

さらに、定職に就けない、就かない若者もいるため、人材育成とともに自分の目標とする将来像や得意分野を見つけられる取組が重要であることから、子ども達が、社会の一員であるという自覚を持って、役割分担を認識し、誇りをもって生活していける『生きる力』を身につけることをめざします。

(3-3) 参加型市民が、国際性が豊かで芸術、伝統、スポーツ等の特色ある文化活動をしています

ーハイソサエティーな文化ー：視点C市民性・文化性

真に高いマナーと文化性を有する国際文化住宅都市の再生をめざし、次世代を担う子どもたちが、身近に外国人や国外生活経験者が存在するという多文化共生の環境のもとで、芦屋の自然、伝統、芸術、スポーツなどに深い関心を持ちながら育ていけることが大切です。また、子ども達が参加できる国際色豊かな文化イベントやスポーツ大会などを、市民活動として盛り上げていくことが必要です。

このため、子どものころから豊かな文化的雰囲気の中での人格形成、特に伝統の継承を大切にしたい取組を進め、国際性が豊かで特色ある文化活動ができることをめざします。

(3-4) コンパクトで自然に親しめる芦屋のまちの特性を活(い)かし、安心で魅力的な環境の維持、活用を進めています

ーわが麗しの箱庭 芦屋ー：視点D環境

地域の南北方向のつながりが弱く、阪神芦屋駅前など一部では、道幅が狭く歩道に電柱があるなど危険な所もあります。また、自然については、手軽に親しめる空間、しかけ、機会等が少なく、活用が十分にできていないことから、コンパクトなまちの特徴を活用し、豊かな自然を子どものころから肌で感じ、人間も自然の一部であることを認識し、共存していく意識をもって成長していくことが大切です。

このため、自然環境の整備とともに南北の交通利便性と安全性の共存を進め、子どもたちが自然と触れ合える環境と機会が豊富にあることをめざします。

(3-5) 同世代(横のつながり)、異世代(縦のつながり)の多様なつながりを活(い)かした、ボランティアやコミュニティ活動が進んでいます

ー手を携えて成長するまちー：視点Eコミュニティ、家庭

幼児から高齢者まで広範な世代にわたる市民が協同して社会活動へ参加し、各世代の多様な知恵を活(い)かした安心で質の高い子育て環境づくりが大切です。

このため、近隣の同年代の人たちとのネットワークを核に、広範な世代とも連携したコミュニティを形成し、経験豊かな高齢者の意見や力も容易に借りることのできる地域社会づくりを進めます。

市民活動の視点から見た将来像・10年後の姿

みんなでつなごう芦屋の笑顔 ～花と緑 山と海 知性と教養 国際文化住宅都市～

芦屋市は北に山を抱き、南には海が広がり、花と緑に囲まれた美しいまちです。また、交通の利便性もあり、住民意識も高い暮らしやすいまちです。

市民としての自覚やマナー意識も高く、ボランティア活動や文化活動、季節のお祭りなどの活動も活発に行われており、多数の市民が参加しています。

しかし、時代の変化と共にマナーの低下やご近所付き合いの減少なども見られます。また、仕事や子育てや介護など様々な事情により、ボランティア活動や地域コミュニティなどに参加したいという意向を持ちながら、参加できない人や参加のきっかけをつかめずにいる人たちもいます。

また、地方分権化や創造性と個性化社会に向けて、市民が主役で地域力を高めることにより、安全で安心な豊かな社会づくりが求められています。

こうした課題を解消し、より住みやすい芦屋のまちをつくるためには、市民による主体的な活動が不可欠となってきます。

今後は芦屋市民一人ひとりがこのまちをつくっていくという意識を高め、市民が主体となって考え、行動するまちづくりを推進していきます。また、いつでも誰でもが情報を共有し、気軽に参加でき、人と人が尊重し合いながら関わりあえる笑顔のあふれるまちづくりを目指し、市民による自発的な社会活動が行われる新たな時代を市民と行政が協働してつくっていきます。

市民活動

みんなでつなごう芦屋の笑顔 ～花と緑 山と海 知性と教養 国際文化住宅都市～

(4-1) 市民と市民、市民と行政がお互いに支えあい助け合っています

ー全員参加型コミュニティー

これからの時代には、市民同士あるいは市民と行政が互いにコミュニケーションを密にし、支え合い、助け合って、芦屋の文化活動や安全のための活動など総合的な市民の力を高めていくことが必要です。

そのためには現在活動をする人たちだけでなく、潜在的な市民の力を引き出し、個々の活動の質を高め、連携していく必要があります。

(4-2) いつでも誰でもがまちづくりに関する情報を得ることができ、また発信しています

ー双方向型インフラの整備ー

多くの市民が市民活動に参加し、継続するためには、いつでも誰でもがまちづくりに関する情報と接することができる情報の受発信が必要となっています。

情報の伝達手段としては、市報や掲示、ちらしなど様々な方法とともに、IT機器の活用があります。このネット社会を迎え、市民の誰でもがIT技術を身に付けていけるよう、市民同士の助け合い、教え合いにより市民全体のITスキルを高めていく必要があります。

また、あしや市民活動センターや社会福祉協議会のホームページ上での情報発信を連携させ、一元化を図り、より市民に分かりやすい情報を提供し、また、市民からの情報発信や市民相互の情報交換の場を整備していく必要があります。

(4-3) まちづくりの活動を牽引するべきリーダーを育て、次代につなげています

ーまちづくりのリーダーの育成ー

どのような活動にも全体をコーディネートし、牽引していくリーダーの存在が必要ですが、芦屋市の各市民団体において、各リーダー的役割を担う層は中高年層が主体となっており、次世代につなげていくためには若い世代のリーダーを発掘し、育成することが必要となっています。

また、市民活動を継続的に発展させていくためには、市民の活動資金の確保が必要となることから、市民や企業などからの寄附金等によるファンドなど、新たな一歩を踏み出すための基金づくりについて検討していく必要があります。

まちづくりの視点から見た将来像・10年後の姿

自然と緑を大切にする「心の文化」を育み、知性と品格に溢れた人に優しいまち

芦屋市は、阪神間モダニズムを代表する憧れの住宅都市として発展してきました。しかし、時代の変化とともに、わがまちの多くのお屋敷の緑が消滅し、ステイタスシンボルとして地域をリードしてきた特徴が失われつつあります。再び、六甲山を背景とする自然の豊かさを取り戻し、芦屋市民の発信力を創造することが求められています。

このためには、市民が主体で、芦屋らしく、まちなかの資源を活(い)かし、そして地域が輝く

ことが重要になります。着目すべき資源は、「水・緑の自然」と「市民の活動」です。

まず緑の回復は、六甲山と芦屋川、宮川の水と緑を活(い)かし、自然環境を力強く生き返らせ、道路など骨格となる緑の都市軸を都市景観としてつなげることで、芦屋の‘四季’を感じ、街中が‘お庭になる’ことを目指します。まちイメージの新たな創造と発展が目標となります。

次に、生活している市民の知性と品格と創造性を最大限に活(い)かすことが大切です。このため、一流の文化とレベルをもった市民が表現する‘場’や、サロンのような‘交流’の機会を備えるとともに、地域が主体的にまちづくりに取り組み、市民がいきいきと芦屋の歴史を語り伝えるわがまち意識の醸成が求められます。これらの活動をとおして心の文化を育み、伝えていくことが、国際文化住宅都市 芦屋のまちづくりの目標となります。

まちづくり

自然と緑を大切にす「心の文化」を育み、知性と品格に溢れた人に優しいまち

(5-1) みどり豊かなまちの骨格が彩られ風情が息づいています

ー水と緑を六甲につなぐー

世界に誇れる緑いっぱいのまちを目指すため、緑豊かなまちの骨格づくりやまちの顔となる駅前のお庭の美しさを整え、まちなかの緑が育ち、夏の日差しやヒートアイランド現象が緩和されることを目標とします。

このため、六甲山麓を景観や防災の観点からも国立公園として保全するとともに、六甲山と瀬戸内海が水・緑でつながるよう芦屋川・宮川の川岸に緑を多くし、川の自然環境に配慮して南北の‘緑の水の道’となるよう、また、国道・県道・主要な市道などの幹線道路では電柱・電線の地中化促進、緑化と景観形成を進め、東西幹線道路を‘緑の風の道’となるよう都市軸を形成していきます。

特に、緑の植樹活動を子どもたちの学習として取り入れ、子どもたちや市民自らの手で植樹し、緑を育てていく活動を通し、緑を大切にす「心の文化」を育みます。このみどり豊かなまちの骨格づくりから、世界の人々が訪れる、世界に誇れるまちを目指していきます。

(5-2) 自然と共生しまち全体が庭園のような住宅地となっています

ーまちを四季のお庭にー

国際文化住宅都市にふさわしいまちとなるためには、世界から注目される住宅と緑が一体化した街並みの保全と、ゴミのない清潔なまちを維持する必要があります。

このため、市の四季の花を定め、花いっぱいのまちにする「まちをお庭に」の運動に取り組み、芦屋らしい緑に映える淡く落ち着いた色に統一され、手入れされたまちにしていきます。

また、地球に優しい低炭素社会の実現をめざし、エコロジーな取組から環境先端都市を目指すとともに、市民が計画づくりに参加し、地区計画の区域を広げて、建築基準法を補足してより地域に合った建築を行い、自然と共生する住宅地づくりを行います。

(5-3) 市民の活動が息づき芸術文化がまちに溢れています

ーやさしいまちを知りで遊ぼうー

芦屋の一流のレベルをもった多様な盛んな芸術文化の活動と市民活動を幅広い年代に知ってもらい、更に発展させる必要があります。

そのためにも、様々な市民と市民の活動を連携させてネットワーク化するとともに、既存の公共施設や街角スペースの使いやすしい改善整備を進め、市民の自宅なども活用する仕組みによって、表現できる場所、表現したくなる場所を市内各所に設け、市民一人ひとりの才能が存分に発揮でき、表現する場を遊びながら世界の一流に触れられるまちを目指します。

(5-4) 心豊かでやさしい地域育が進んでいます

－それぞれの地域が個性化したまち－

市民の支え合いやふるさととしての一体感を共有し、共に活動して新しい地縁を再生し、市民が主体で支え合うふるさとといえるまちとなるために、まず、アイデンティティの礎としての遺跡などの歴史遺産を大切に、芦屋の歴史を子どもの時から知り、市民が芦屋ヒストリーを語ることが必要です。

そこから新しい地縁が育ち、自治会などの地域活動に主体的に参加し、ボランティア活動や音楽・美術・芸能などの多様なテーマ活動も盛んにしていきます。

また、商店街はじめ、地区やコミュニティで、まちづくりの学習・実践から主体的なまち運営へと発展していき、市民の交流と情報交換の場所があり、それぞれの地区やコミュニティで個性が輝くハイブリットなまちとなることを目指します。

(5-5) 安全・安心の共助がいきわたっています

－市民が支えるセーフティーネット－

安心・安全（防災、減災、防犯）の確保されたまちの基盤づくりとして‘緑の回復・創造’に着目し、市民自らが緑の回復から防災・減災・防犯に取り組む「緑のハザードマップ」を共有し、まちの安全に取り組んでいきます。

また、世代を超えて日常的に交流できる場づくりに努め、市民の趣味を生かしてボランティア活動で福祉に貢献し、思いやりの社会をつくり、人と人とのふれあいを大切にするユニバーサルデザインのまちづくりに取り組みます。

また、車や自転車を持たずに生活でき、楽しめることなどの仕組みづくりを目指し、歩いて生活できる日常の生活サービス機能（特に駅前サービス機能や賑わうお店・街）の充実や、住宅地に通過の交通を通さない安全な道路とともに、各駅前の広場・自転車置場の確保やバリアフリーなど、安全で安心な交通結節機能の充実が求められます。

行政の視点から見た将来像・10年後の姿

市民との信頼関係でつくりあげる新しい行政（協働のまちづくり）

これまで、芦屋市は国際性と文化性あふれる住宅都市として、住む人が誇りを持てるまちづくりを実践し、比較的高い市民生活満足度を実現してきました。しかし、今後は、地方分権化が進む中で、少子高齢化、経済成長の鈍化、地球環境浄化、ボーダレス化、ライフスタイルの変化など社会の成熟化に伴い顕在化する様々な課題にも対応できる、自立した地方行政が求められます。芦屋市は市民と協働してこれらの課題を達成し、やすらぎを満喫して楽しく生活できる魅力ある街の実現を目指します。

このため、これまでの行政主導のまちづくりを改め、市民と行政の協働、市民目線による事業評価、より開かれた行政を通じて、市民、行政お互いの信頼関係を築き、市民、地域組織、市民活動団体、事業者など多様な主体が担う「新しい公」を基盤としたまちづくりを進める必要があります。職員一人ひとり、市民一人ひとりの顔の見える行政が、芦屋市のまちづくりをより高いレベルで結実させるキーとなります。

また、市民目線で作られた計画を、市民目線で進捗管理することが重要であり、そのためには、計画の達成度を確認する指標と目標値を設定し、定期的に指標を確認するとともに、指標の改善が見られない計画については、見直しを行うというPDCAサイクルを構築していきます。

さらに、市財政については、平成7年（1995年）の阪神・淡路大震災の復興による多額の市債は、市民、行政の努力により大幅に改善されつつありますが、一刻も早く償還し、財政を健全化することが望まれます。そのためには、更なる行政改革の推進により、行政のスリム化、無駄の排除を継続するとともに、芦屋市の資源の見直し、活用を行い、市民・行政の協調による知恵をしばった事業の計画推進を行います。

行政

市民との信頼関係でつくりあげる新しい行政（協働のまちづくり）

(6-1) 市民力を活用し、市民と行政協働のまちづくりが進められています

－市民と行政の協働システムの構築－

住みやすく快適な環境を備え、高齢者や子どもたちにもやさしいまちとして発展するためには、市民参加の機会を増やし、その情報をきめ細かく提供し、より価値の高い成果に結びつける努力が必要です。

さらに、その成果が全ての市民に見える形で積み上がっていくことで、これまで市民活動に消極的であった市民の中から市民協働に賛同する人が少しずつでも増えていくことが期待できます。

(6-2) 事業計画の進捗が市民に周知され、市民目線での成果評価が行われ、資質の高い職員によって運営されています

－行政サービスの効率化と向上－

市民と行政相互の信頼を高めるため、人件費、職員の役割など市民にとって分かりやすいところから信頼を構築し、市職員の成果を正当に評価して業務の質を向上させるための透明性とインセンティブが一体となった方策を進め、計画の進捗管理と情報公開が行き届き、行政の成果が見えて、市民から正当に評価される仕組みと、市民が行政の施策に対して意見を言える仕組みづくりが重要です。

(6-3) 市債の償還、無駄の排除などにより、市が健全な財政を回復・維持しています

－財政の健全化の推進－

財政状況について市民が、知る、知らせる、見える状況にして、よりよい予算の使い方が見えるようにする必要があります。

また、財源がなければ市民の知恵を引き出し、さらに、芦屋の資産（ストック）を活用して、歳出を減らす工夫、歳入を増やす工夫をする必要があります。

第3章 目標とする10年後の芦屋の姿

素案づくりでは6つの視点に分かれて話し合いが行われましたが、共通の話題として自然や緑のこと、人々のつながりやマナーに関すること、文化や市民の活動に関するなどが取り上げられ、どの視点においてもより広い総合的な観点から議論がなされました。

この素案を尊重しながら市民アンケート調査結果や行政としての課題認識を加え、施策につながるよう、4つの「まちづくりの基本方針」の下に15の「目標とする10年後の芦屋の姿」と35のそれぞれの具体的な「施策目標」へと展開しました。

「目標とする10年後の芦屋の姿」とそれに対応する「施策目標」を実現するための重点施策については、基本計画で示します。

【まちづくりの基本方針－目標とする10年後の芦屋の姿－施策目標】

まちづくりの基本方針	目標とする10年後の芦屋の姿	施策目標
1 人と人がつながって新しい世代につなげる	1 一人ひとりのつながりが地域の力を高め、地域主体のまちづくりが進んでいる	1-1 市民一人ひとりがそれぞれの状況に応じて必要な情報を手に入れられる
		1-2 市民が主体となった活動が増え、継続的に発展している
		1-3 地域主体のまちづくりの仕組みが根付き、地域の力が高まっている
	2 多様な文化・スポーツ・芸術・伝統が交流するまちで、芦屋の文化があふれている	2-1 市民が教養を高める機会が豊富にある
		2-2 様々な交流が、多様な文化への理解と見識を深めている
	3 お互いを尊重しながら理解と思いやりの心が広がっている	3-1 平和と人権を尊重する意識が行き渡っている
		3-2 男女共同参画社会の実現に向けて意識が広がっている
	4 子どもたちが社会へ羽ばたけるようたくましく育てている	4-1 子どもたちが「生きる力」を身につけ、健やかに成長している
		4-2 青少年が社会で自立するための力を身につけている
		4-3 学校園・家庭・地域が連携して、子どもたちの育成を支えている
	5 地域で安心して子育てができている	5-1 世代を超えた多様なつながりが様々な家庭の子育てを支えている
		5-2 子育てと仕事の両立を可能にする環境が整っている

まちづくりの 基本方針	目標とする10年後の芦屋の姿	施策目標
2 人々のつながりを安全と安心につなげる	6 市民が心身の良好な状態を維持して過ごしている	6-1 市民が健康づくりに取り組んでいる
		6-2 市民が適切な診療を受けられる
	7 高齢者や障がいのある人がいきいきと安心して住み続けられる, まちぐるみの支え合い・助け合いが進んでいる	7-1 地域における保健・医療・福祉の連携体制が確立している
		7-2 高齢者がいつまでもいきいきと安心して暮らせている
		7-3 障がいのある人の権利が尊重され, 持てる能力を最大限に発揮できる
	8 一人ひとりの意識やまちの雰囲気が暮らしの安全を支えている	8-1 市民一人ひとりの暮らしの安全・安心への意識が高まっている
		8-2 犯罪が起きにくいまちになっている
	9 まちの防災力が向上し, 災害時に的確に行動できるよう備えている	9-1 家庭や地域, 行政の防災力が向上している
		9-2 災害に強い安全なまちづくりが進んでいる
	3 人々のまちを大切に作る心や暮らし方をまちなみにつなげる	10 花と緑に彩られた美しいまちなみが自然と調和している
10-2 建物などが地域ごとの緑ゆたかな景観と調和している		
11 環境にやさしい清潔なまちでの暮らしが広がっている		11-1 環境に配慮した暮らしやまちづくりが進んでいる
		11-2 清潔なまちづくりが進んでいる
12 交通マナーと思いやりがまちに行き渡り, 市内が安全に安心して移動できるようになっている		12-1 交通ルールやマナーに関する意識が高まっている
		12-2 公共施設などのバリアフリー化が進んでいる
		12-3 市内を安全かつ快適に移動できる
13 充実した住宅都市の機能が快適な暮らしを支えている		13-1 良質なすまいづくりが進んでいる
		13-2 住宅都市としての機能が充実している
		13-3 市内の商業が活性化し, 市民の利便性も向上している
4 人々と行政のつながりをまちづくりにつなげる	14 信頼関係の下で市政が展開している	14-1 市民参画による開かれた市政を運営している
		14-2 変化に対応できる柔軟な組織運営をしている
	15 経営資源を有効に活用し, 健全な財政状況になっている	15-1 様々な資源を有効に活用している
		15-2 歳入・歳出の構造を改善している

3-1 人と人がつながって新しい世代につなげる

人々の主体的な活動や幅広い世代の交流を活発にし、絆(きずな)を深め、お互いに刺激し合うことで育ち育てられながら世代をつないでいくことを基本方針に、以下の目標を掲げます。

目標1 一人ひとりのつながりが地域の力を高め、地域主体のまちづくりが進んでいる

まちはそこに暮らす一人ひとりの意識や行動によって住み良いまちになっていきます。日頃の挨拶やマナーを守ることも住み良いまちづくりにつながります。このような日頃の行動からまちづくりにつなげていくために、自治会などの地域活動に参加する人が増えることがこれからの地域づくりの鍵となっています。

隣近所との挨拶や声を掛け合えるつきあいから発展して地域の力が高まるためには、活動に気軽に参加できる環境づくりによって新たに参加する人が増え、潜在的な市民の力が引き出されることが必要です。

そのためには、様々な施策において主体的な市民活動を活発化させ、市民同士の交流や協働に結びつけるよう工夫することが重要であると考えます。

施策目標 1-1 市民一人ひとりがそれぞれの状況に応じて必要な情報を手に入れられる

施策目標 1-2 市民が主体となった活動が増え、継続的に発展している

施策目標 1-3 地域主体のまちづくりの仕組みが根付き、地域の力が高まっている

目標2 多様な文化・スポーツ・芸術・伝統が交流するまちで、芦屋の文化があふれている

本市では、大都市への交通の利便性ととも、恵まれた自然環境の中で育まれた豊かな住環境が土壌となり、新しいライフスタイルが築き上げられ、芸術文化だけでなく暮らしの楽しみ方をも文化とする考え方が先人たちによって培われてきました。

この歴史的背景を改めて認識し、文化を芦屋の魅力の重要な要素として位置付け、文化を身近に感じるまちづくりを進めていくことが必要です。

そのためには、芦屋の歴史を知ることで郷土としての愛着を深めることや、教養を高めるための学習の機会を豊富にし、その学習を通して様々な活動へとつなげていくとともに、文化的資源を活用し、市民が表現できる環境を整え、多様な文化・スポーツ・芸術・伝統が交流しながら芦屋の文化を発展させていくことが重要であると考えます。

施策目標 2-1 市民が教養を高める機会が豊富にある

施策目標 2-2 様々な交流が、多様な文化への理解と見識を深めている

目標3 お互いを尊重しながら理解と思いやりの心が広がっている

豊かで活力ある社会を築いていくためには、誰もが社会の一員として認められ、お互いの人格と個性を尊重して支え合い、共に生き、その持てる能力を発揮できる社会が求められています。

全ての人が思いやりの心を持ち、困っている人に声をかけることや、人権を尊重する精神を身につけていくことが必要です。

そのためには、障がいの有無や性別、年齢などにかかわらず、また、文化などの多様な立場や違いを理解し、一人ひとりを大切にして支え合う意識を高めていくことが重要であると考えます。

施策目標 3-1 平和と人権を尊重する意識が行き渡っている

施策目標 3-2 男女共同参画社会の実現に向けて意識が広がっている

目標4 子どもたちが社会へ羽ばたけるようたくましく育っている

全ての子どもはこれからの社会を担っていく大切な存在です。子どもたちの一人ひとりが健やかに成長することは、親や家族だけでなく全ての市民の願いでもあります。しかし、社会全体の行き詰まり感や子どもたちへも影響を及ぼし、自分の将来に夢や希望を持たない子どもたちが増えています。

子どもたちが自立して社会で生き、個人として豊かな人生を送るためには、安全な環境の下での健やかな成長とともに、将来の生活の基盤となる「確かな学力」に加え、人間形成の基礎となる道徳性など「豊かな心」と、体育・スポーツ活動や健康教育、食育推進による「健やかな体」をバランスよく身につけていくことが必要です。

そのためには、子どもたちが学習する教育環境の整備に努めるとともに、学校園、家庭、地域が連携して子どもたちの成長を支える仕組みを更に拡充させていくことが重要であると考えます。

また、青少年を中心としたニートや引きこもり、薬物乱用等が大きな社会問題になっており、社会全体で青少年の健全な成長を支える体制づくりを更に進めていくことも重要であると考えます。

施策目標 4-1 子どもたちが「生きる力」を身につけ、健やかに成長している

施策目標 4-2 青少年が社会で自立するための力を身につけている

施策目標 4-3 学校園・家庭・地域が連携して、子どもたちの育成を支えている

目標5 地域で安心して子育てができている

子どもが成長するための出発点は家庭であり、基本的な生活習慣や能力を身につけさせることは親が担うべき重要な役割です。しかし、子どもへの接し方が分からず、育児やしつけ方に悩んでいる親たちが増えています。一人で行き詰ってしまう前に、地域の中で様々な家庭が気軽に相談できる相手がいることや、時には専門的なサポートを得ながら安全に安心して子どもを育てていけることが必要です。

そのためには、専門家の助言や公的なサービスに加え、親子同士の交流や家庭の中で解決できないことを気軽に相談できる場があることなど、身近な地域の様々な世代の人々が親子を応援できる環境にしていくことが重要です。

また、父親と母親のいずれもが仕事に就いている家庭も増えていることから、子育てと仕事を両立することができる環境にしていくことも重要であると考えます。

施策目標 5-1 世代を超えた多様なつながりが様々な家庭の子育てを支えている

施策目標 5-2 子育てと仕事の両立を可能にする環境が整っている

3-2 人々のつながりを安全と安心につなげる

日頃の挨拶から何かあった時に声を掛け合うつきあいとなり、助け合い、支え合うことで地域での暮らしの安全や安心へとつないでいくことを基本方針に、以下の目標を掲げます。

目標6 市民が心身の良好な状態を維持して過ごしている

心身が良好な状態であることは生活の質を保つためにも必要不可欠なことです。しかし、現代の社会生活の中では、誰もが生活習慣病やこころの病、感染症などの脅威にさらされています。

いつまでも健やかであるためには、一人ひとりが自分のこころと体の状態を知り、良好に維持するよう心がけていることが必要です。

そのためには、生涯を通じた健康づくりへの取組を習慣にしていくとともに、病気やけがだけでなく、気軽な相談も含めた信頼できる芦屋の地域医療が確立され、適切な診療が受けられるようにしていくことが重要であると考えます。

施策目標 6-1 市民が健康づくりに取り組んでいる

施策目標 6-2 市民が適切な診療を受けられる

目標7 高齢者や障がいのある人がいきいきと安心して住み続けられる、まちぐるみの支え合い・助け合いが進んでいる

高齢者や障がいのある人などが介護や支援を必要とする状態になった場合でも、可能な限り住み慣れた地域で安心して生活できることが人々の願いです。

しかし、行政サービスだけでは個々のきめ細かなニーズ全てに対応することには限界があります。

誰もが人間としての尊厳を持ち、地域の一員としてその人らしい自立した生活を送るためには、支援を必要とする状態になっても周りの正しい理解を得ながら社会と関わり、能力を最大限に発揮し、生きがいを持って暮らしていけるよう、希薄化している地域のつながりを強め、日頃からの理解や気遣い、支え合い、事業者やボランティアなどによる地域のつながりや様々な資源を活用していくことが必要です。

そのためには、身近なところで様々な相談ができ、状況に応じて的確な支援が得られるよう、地域と保健・医療・福祉の連携体制を確立していくことが重要であると考えます。

施策目標 7-1 地域における保健・医療・福祉の連携体制が確立している

施策目標 7-2 高齢者がいつまでもいきいきと安心して暮らしている

施策目標 7-3 障がいのある人の権利が尊重され、持てる能力を最大限に発揮できる

目標 8 一人ひとりの意識やまちの雰囲気が暮らしの安全を支えている

振り込め詐欺やネット関連のトラブルなど新たな手口も巧妙かつ深刻化しています。また、偽装や欠陥がある製品、食の安全など、誰でも消費者として被害に遭う可能性があり、暮らしの安全が脅かされることが多くなってきています。

また、年々増加する子どもを巻き込む犯罪は、社会全体の問題として強く対策が求められています。

一方、これらの情報がテレビや新聞などのマスコミで報道されてはいますが、自分は大丈夫と考えて身近なこととして受け取られていない現状もあります。

犯罪やトラブルに巻き込まれることがないように、市民一人ひとりの安全に対する意識や、犯罪が起きにくいまちの雰囲気が必要です。

そのためには、一人ひとりが生活の知恵や防犯意識を大切にし、自らが危険回避できる力を養うとともに、その意識を地域全体の防犯につなげていくことが重要であると考えます。

施策目標 8-1 市民一人ひとりの暮らしの安全・安心への意識が高まっている

施策目標 8-2 犯罪が起きにくいまちになっている

目標 9 まちの防災力が向上し、災害時に的確に行動できるよう備えている

平成7年（1995年）に発生した阪神・淡路大震災の教訓として、安全・安心なまちづくりの大切さを学びました。地域での救助活動は日頃の地域の力が現れます。そのため、数多くの自主防災組織の結成や、防火水槽、防災倉庫の整備が進むなど、震災の教訓を生かした取組が進んでいます。

このように、本市は大規模な震災を経験した数少ないまちとして、震災の教訓を薄れさせずに強く伝えていく使命を帯びています

しかし、震災後に転入してきた市民や震災を知らない世代が増えたこともあり、災害に対する危機意識を薄れさせない取組が必要となっています。

まちの防災力を向上させるためには、市民一人ひとりが身の安全を確保できることに加え、自分自身もまちの防災力の一部であることを自覚しながら地域の中で協力し合うとともに、まちの造り自体を災害に強くしていくことも重要であると考えます。

施策目標 9-1 家庭や地域、行政の防災力が向上している

施策目標 9-2 災害に強い安全なまちづくりが進んでいる

3-3 人々のまちを大切に作る心や暮らし方をまちなみにつなげる

人々のまちを大切に作る心を育て、活動につなげて暮らし方を表現することでまちなみへとつないでいくことを基本方針に、以下の目標を掲げます。

目標 10 花と緑に彩られた美しいまちなみが自然と調和している

芦屋は戸建住宅を中心に自然環境に恵まれた美しい風格ある住宅地として発展してきました。しかし、阪神・淡路大震災によって多くの尊い命が失われ、まちは壊滅的なダメージを受けましたが、市民の復興を願う力によって立ち直ってきました。

平成 16 年（2004 年）に「芦屋庭園都市」を宣言し、花と緑いっぱいの美しいまちづくりを更に進め、世界の人が一度は訪れてみたいと思うまちを目指しています。

まちなみは変わりつつありますが、六甲の山並みと南の大阪湾をつなぐ芦屋川、宮川を庭園都市にふさわしい「緑の水の道」となるように、また、東西に走る幹線道路が「緑の風の道」となるように、まちなかの緑とともに芦屋らしい景観を守り、創り出していく必要があります。

そのためには、幹線道路や河川については国・県などと連携しながら緑の保全や緑化を進めていくとともに、市民が子どもの頃から自然環境を大切に、まちなかの緑を守り、創り、育てていく心の文化を継承していくことが重要であると考えます。

また、自然や緑と調和させるための方策や、まちなみを美しく保つための管理、そして地域の過去からの歴史を踏まえながら何を大事にしていくかについて市民と行政がともに考え、継承していくことも重要であると考えます。

施策目標 10-1 自然と緑を守り、創り、育てる文化を継承している

施策目標 10-2 建物などが地域ごとの緑ゆたかな景観と調和している

目標 11 環境にやさしい清潔なまちでの暮らしが広がっている

芦屋には、六甲山、芦屋川と宮川、大阪湾といった自然環境や、これらがもたらす「緑の水の道」がありますが、地球規模で問題となっている温暖化の影響も大きく受けています。

また、身近な生活環境を快適なものにするためには、大気汚染や騒音、振動による被害を受けないことや、ごみの散乱やポイ捨て、落書きなどが無い清潔なまちであることが基本でもあります。

庭園都市の中で環境にやさしい清潔なまちでの暮らしを広げるためには、芦屋に備わっている緑や風の道を活(い)かしたまちなみづくり、住まいづくりを行いながら、エネルギー消費を抑え、まちを清潔に保っていくことが必要です。

そのためには、市民一人ひとりが地球温暖化を止める暮らし方を意識して行うことや、マナーを守り、まちを汚しにくい雰囲気にしていくことが重要であると考えます。

施策目標 11-1 環境に配慮した暮らしやまちづくりが進んでいる

施策目標 11-2 清潔なまちづくりが進んでいる

目標 12 交通マナーと思いやりがまちに行き渡り、市内が安全に安心して移動できるようになっている

本市は、大阪市と神戸市の中間に位置し、都市間交通の利便性と住宅地としての都市機能については評価が高いものとなっています。しかし、市域が南北に細長く北から南への傾斜があり、南北の公共交通はバスによるものとなっていることや、鉄道駅周辺の一部が利用しにくいところがあります。また、比較的幅のある道路には歩道が整備されていますが、道幅が狭いため歩道を設置することが困難な場所も多くあります。

誰もが安全に安心して移動できるためには、歩道や交通安全施設の整備だけではなく、自動車や自転車などに乗る人が交通ルールを守り、歩行者優先に心がけ、歩行者自身も同じように他の通行者に気遣う意識を高めることが必要です。また、自動車や自転車などの移動手段を持たない人でも気軽に市内を移動できる対策を講じながら、まち全体がユニバーサルデザインを目指すことも必要です。

そのためには、一人ひとりが道路はみんなのものであるという意識を持ち、他の利用者を思いやった使い方を当たり前にしていくとともに、安全に安心して移動できるよう公共施設などがバリアフリー化され、市内の公共交通機関等を利用しやすくしていくことが重要であると考えます。

施策目標 12-1 交通ルールやマナーに関する意識が高まっている

施策目標 12-2 公共施設などのバリアフリー化が進んでいる

施策目標 12-3 市内を安全かつ快適に移動できる

目標 13 充実した住宅都市の機能が快適な暮らしを支えている

住宅都市である本市では、既存住宅の維持管理に関する相談や支援に関するニーズが高まっています。

また、住宅都市の基盤である上・下水道の施設、道路、橋りょうや公共施設などの老朽化対策に加え、暮らしに必要な商業については、周辺地域に大型店舗が展開されたことで打撃を受けており、市民が身近なところで買い物などの消費活動ができるよう、商業の衰退を防ぐ必要があります。

快適な暮らしのためには、戸建住宅や集合住宅などの既存住宅が適切に維持管理されることや、超高齢社会を迎え、地域での生活が継続できることを基本に、コミュニティ施策や福祉施策と連携した公営住宅にしていくことが重要であると考えます。

また、住宅都市の機能を安全に安心して利用できるよう、市の財政的な負担の軽減を図りながら公共施設の長寿命化など、適切かつ的確な維持管理を計画的に行うとともに、生活の利便性を維持・向上するために商業を活性化することも重要であると考えます。

施策目標 13-1 良質なすまいづくりが進んでいる

施策目標 13-2 住宅都市としての機能が充実している

施策目標 13-3 市内の商業が活性化し、市民の利便性も向上している

3-4 人々と行政のつながりをまちづくりにつなげる

市民と行政が目標を共有し、それぞれの役割を担うことで芦屋のまちづくりにつないでいくことを基本方針に、以下の目標を掲げます。

目標 14 信頼関係の下で市政が展開している

これからの市政運営には、市民と行政が地域の現状と課題を共有し、お互いが理解し合い、信頼関係が構築されることが欠かせません。

市民と行政が市の現状を理解し、共にまちづくりを考え、お互いの役割を果たしながら、継続的に協働していくことが必要です。

そのためには、行政は、市民が何を求めているかを問いかけながら取り組むことはもちろん、市民と行政が共に考える機会を増やし、協働のまちづくりを通して確実な成果につなげていくことが重要であると考えます。

施策目標 14-1 市民参画による開かれた市政を運営している

施策目標 14-2 変化に対応できる柔軟な組織運営をしている

目標 15 経営資源を有効に活用し、健全な財政状況になっている

阪神・淡路大震災の復旧・復興事業による多額の市債残高は、行財政改革の取組などによって着実に減少しているものの、使い道が決まっていれば裁量の余地のない予算の割合が高いことから弾力性に乏しい財政構造となっており、本市の独自性を発揮できる予算の使い方ができにくい状況となっています。

また、本市においても、生産年齢人口の減少や、社会保障費の増大などへの対応が必要となっており、市債の償還をはじめ行政がしなければならないことに予算を配分しながらも健全な財政状況になっていくことが必要です。

そのためには、このような財政状況を市民に分かりやすく知らせ、芦屋の資源を最大限に活用するとともに、市民と行政が目標とするまちの姿を実現するための方向性を共有しながら効果的かつ効率的な行政運営を行えるよう、行財政の一元的な改革を行っていくことが重要であると考えます。

施策目標 15-1 様々な資源を有効に活用している

施策目標 15-2 歳入・歳出の構造を改善している

第4章 基本構想の実現に向けて大切にすること

このたびの市民と行政の協働による計画づくりを通じて、様々なことを確認することができました。

- これまで進めてきた住宅都市としての魅力あるまちづくりを進めていく。
- 自然と調和した快適で緑ゆたかなゆとりのある住環境を更に高める。
- 安心して住み続けるためには、日頃の挨拶からつきあいを始め、近隣で支え合いができるつながりへと深める。
- 同世代だけでなく多様な世代がつながりながら地域をつくることで子どもも大人も成長していく。
- 市民がまちづくりに直接参加することでまちへの愛着を深め、まちを大切にすの心の文化を育てていく。
- 高齢者や障がいのある人をはじめとした誰もが自分らしく住み続けられるまちにする。
- 自然環境や文化的環境、人材など今ある芦屋の資源を発掘して活用する。
- 市民と市民、市民と行政が信頼し協力するために、市民発の情報や行政発の情報を横断的に組み合わせ、分かりやすく発信していく。
- 横断的な視点を持って、まちづくりを行う。
- 市民が行うことや行政が行うこと、市民と行政のどちらが行うかを議論しながら進めていくことがあり、そのための議論の場づくりや仕組みづくりを進める。

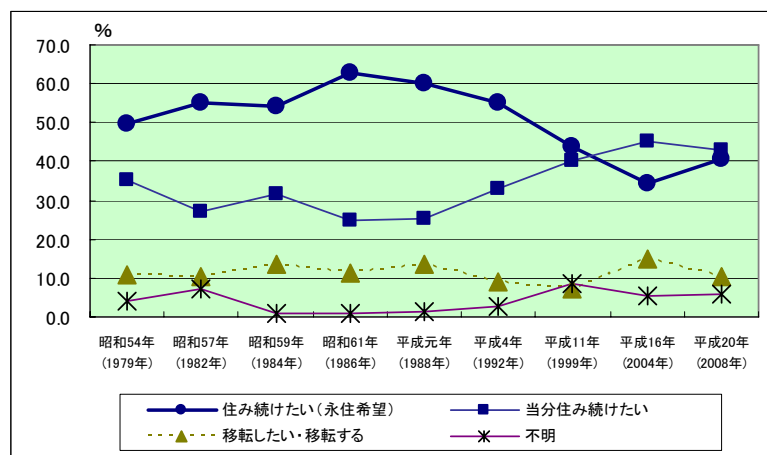
これらのことを、市民と行政のそれぞれの取組の中で共有すべきこととして大切にしていきます。

資料 芦屋市の状況

資料－１ 市民アンケート調査結果

(1) 居住継続希望

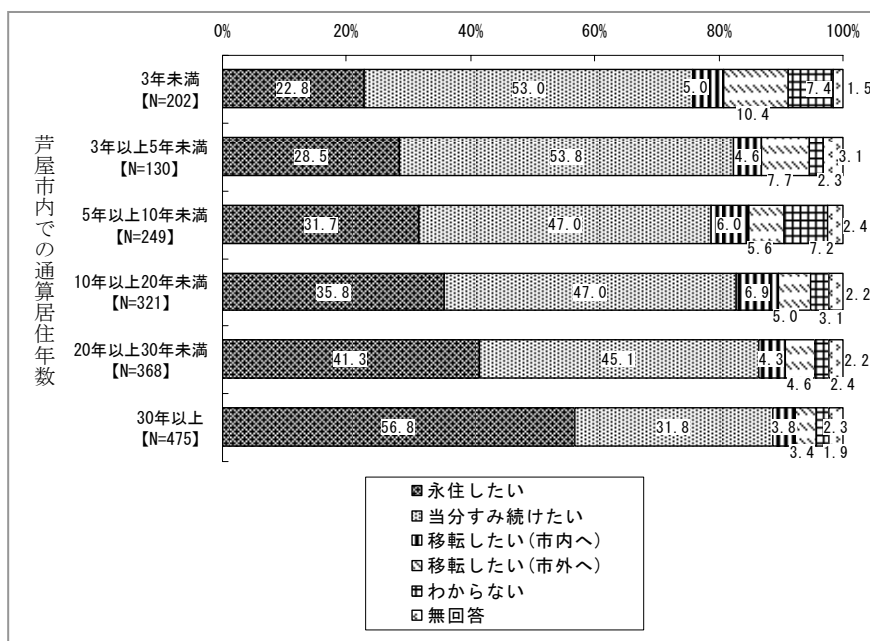
昭和54年(1979年)以降の市民アンケート調査から、本市に『住み続けることへの意向』の経年変化を見ると、平成4年(1992年)頃までは「住み続けたい(永住希望)」人が50%以上を占めていましたが、阪神・淡路大震災以降では減少し、平成11年(1999年)から平成16年(2004年)では「当分住み続けたい」と同程度又は逆転となり、平成20年(2008年)の調査ではやや回復しています。



資料：芦屋市世論調査(昭和54年度, 昭和57年10月, 昭和59年7月, 昭和61年1月, 平成2年3月, 平成5年1月), 市民アンケート調査結果報告書(平成11年12月, 平成17年4月, 平成21年3月)

平成20年(2008年)の調査では、市内での通算居住年数別に見ると、居住年数が長くなるほど「住み続けたい(永住希望)」人の割合が高くなっており、新しく芦屋に居住することになった人の割合が増えたことによって「住み続けたい(永住希望)」人の割合が全体として低くなっているのではないかと考えられます。

しかし、「住み続けたい(永住希望)」人と「当分住み続けたい」人を合わせると8割の人が住み続けたいと考えており、このことから住宅都市としての芦屋の魅力を持続していく必要があると言えます。



資料：市民アンケート調査結果報告書（平成 21 年 3 月）

(2) 住んでいる地域の活動への参加意欲

平成 11 年（1999 年）、平成 16 年（2004 年）及び平成 20 年（2008 年）の市民アンケート調査結果を比較し、自分が住んでいる地域での活動への参加意欲の移り変わりを見ると、それぞれの調査ごとに質問項目が一致していないため単純な経年比較はできないものの、「地域活動に参加したくない」人の割合がこの 10 年間で大幅に増加しています。

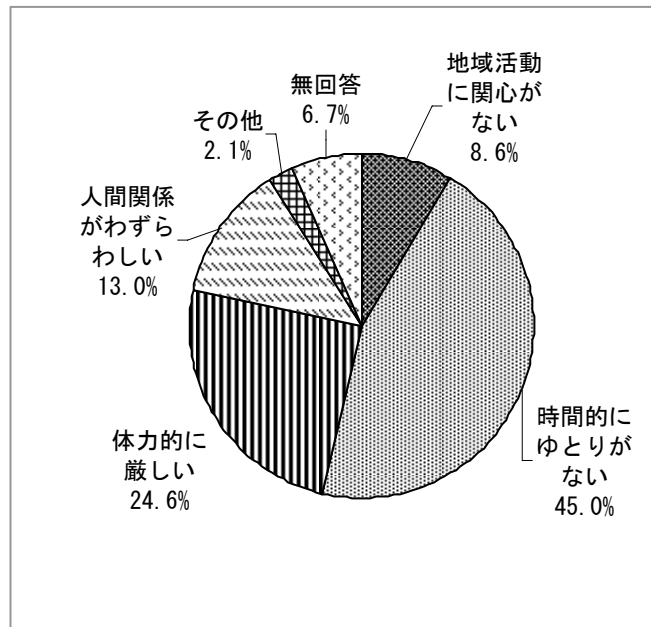
一方で 5 割を超える人が地域活動への参加意欲を持っており、このことから特に現在参加していない人達を参加へとつなげることが課題となっていると言えます。

平成11年(1999年)調査		平成16年(2004年)調査		平成20年(2008年)調査	
積極的に参加する	3.5%	現在、参加している	9.5%	現在、参加しており、今後も参加したい	13.5%
内容しだいで参加する	68.6%	以前、参加したことがあり、今後も参加したい	17.6%	以前、参加したことがあり、今後も参加したい	13.6%
周囲の人がするなら参加する	4.2%	これまで参加したことがないが、今後は参加したい	31.8%	これまで参加したことがないが、今後は参加したい	26.6%
参加したくない	8.0%	以前、参加したことがあるが、今後は参加したくない	7.8%	現在、参加しているが、今後は参加したくない	1.4%
		これまで参加したことがなく、今後も参加したくない	28.0%	以前、参加したことがあるが、今後は参加したくない	8.3%
分からない	11.3%	その他	2.6%	—	—
無回答	4.4%	無回答	2.7%	無回答	2.1%

資料：市民アンケート調査結果報告書（平成 11 年 12 月，平成 17 年 4 月，平成 21 年 3 月）

基本構想

平成20年（2008年）の調査では、「参加したくない」理由として、「時間的にゆとりがない」が最も多くなっており、まとまった時間がなくても何らかの方法で地域活動に関われる工夫が必要であると言えます。



資料：市民アンケート調査結果報告書（平成21年3月）

(3) 住み心地

現在住んでいる地域の『住み心地』を尋ねたところ、全体の8割以上9割近くまでの方が「非常に住みよい」、「どちらかといえば住みよい」と答えています。

	平成11年 (1999年)	平成16年 (2004年)	平成20年 (2008年)
非常に住みよい	26.8%	39.1%	38.3%
どちらかといえば住みよい	56.7%	49.1%	50.4%
どちらかといえば住みにくい	4.7%	6.4%	4.1%
非常に住みにくい	0.8%	1.6%	0.9%
分からない	1.6%	1.2%	1.4%
無回答	9.5%	2.6%	4.9%

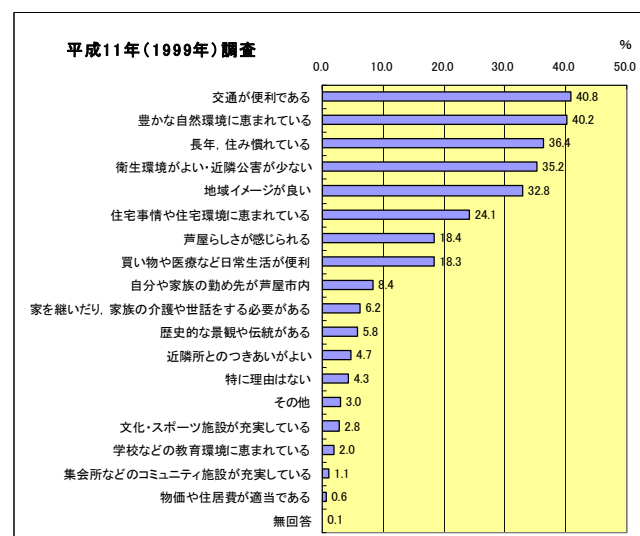
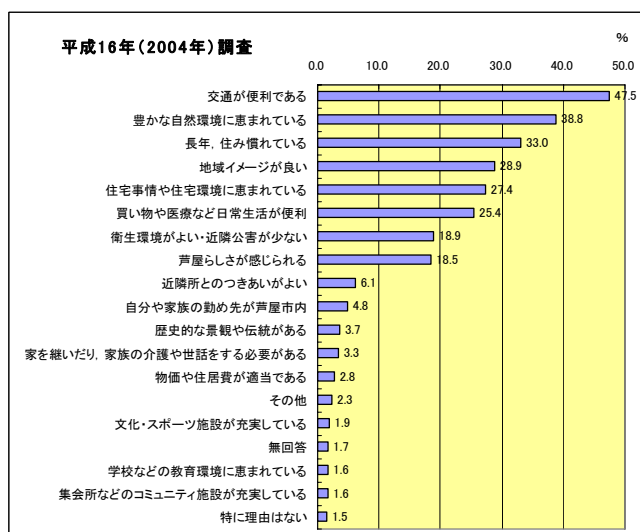
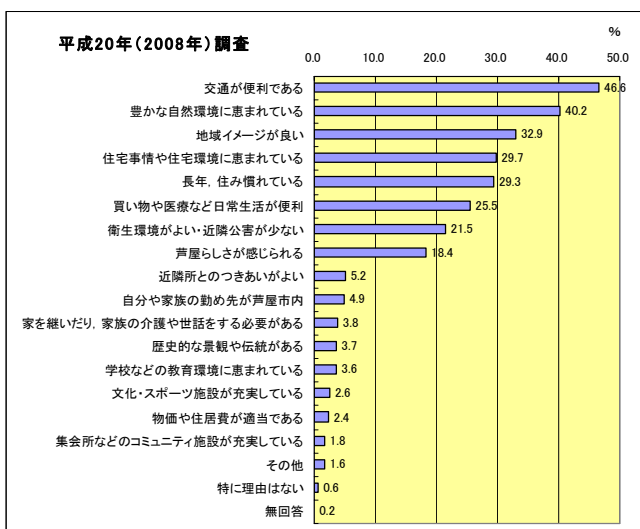
資料：市民アンケート調査結果報告書（平成11年12月，平成17年4月，平成21年3月）

(4) 住み続けたい理由

また、『住み続けたい理由』として3つの理由を選んでもらったところ、「交通が便利である」、「豊かな自然環境に恵まれている」が常に1位，2位にあり，本市の立地条件の良さが理由となっていることが鮮明となっています。

続いて、「地域イメージが良い」、「住宅事情や住宅環境に恵まれている」、「長年住み慣れている」、「衛生環境がよい・近隣公害が少ない」、「買い物や医療など日常生活が便利」、「芦屋らしさを感じられる」となっています。

このことから，自然環境を生かし，清潔で美しく，生活の利便性も重視した住み続けられるまちが求められていると言えます。



資料：市民アンケート調査結果報告書（平成11年12月，平成17年4月，平成21年3月）

資料－２ 芦屋市の人口推移と将来推計人口

※いずれの人口も 10 月 1 日現在の状況

(1) 人口推移

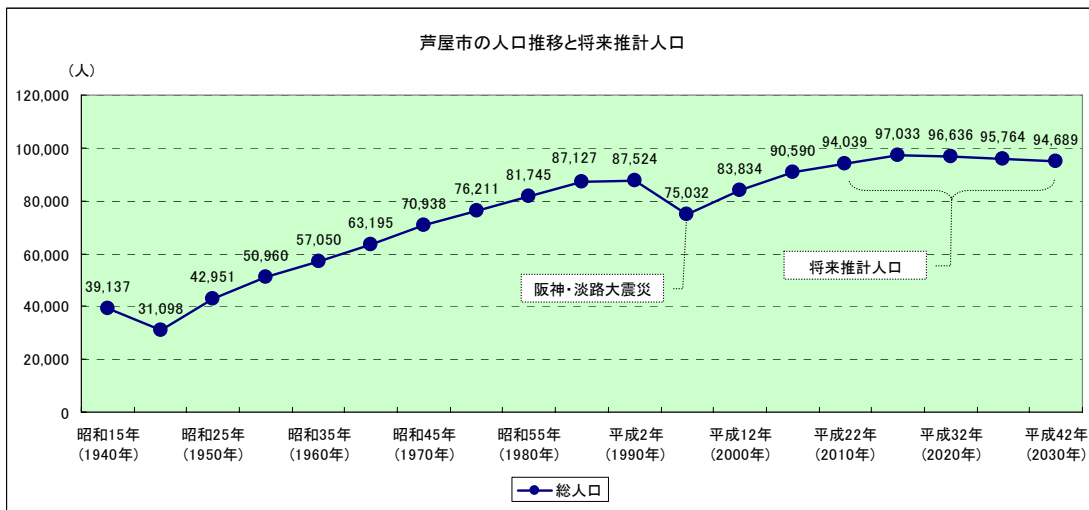
本市の人口推移は、昭和 15 年（1940 年）の市制施行以来、終戦直後は落ち込んだものの戦後復興から高度経済成長時期まで確実に増加の一途をたどって来ました。しかし、昭和の終わりごろから平成の初め（1980 年代から 1990 年代）にかけて人口は徐々に減少に転じ、平成 7 年（1995 年）の阪神・淡路大震災によって 75,032 人にまで激減しました。

その後、震災復興の市街地整備や住宅整備、住宅開発によって人口は着実に増加し、平成 14 年（2002 年）には震災前の人口まで回復しましたが、平成 16 年（2004 年）以降は人口増加率が低下して緩やかな増加傾向となり、平成 21 年（2009 年）では 93,305 人となっています。

(2) 将来推計人口

平成 17 年（2005 年）の国勢調査を基準に将来人口を推計したところ、平成 17 年（2005 年）以降も微増を続けますが、平成 27 年（2015 年）の 97,033 人をピークにその後は減少傾向に転じると予測されます。

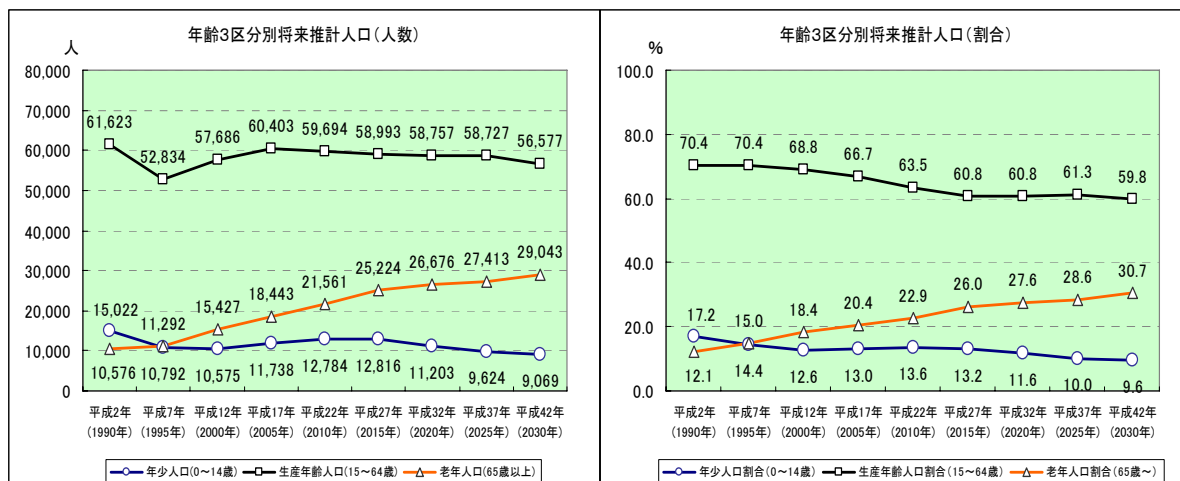
全国的な人口減少時代の流れは、本市においても現れてきています。



資料：芦屋市将来人口推計報告書（平成 22 年 3 月）

(3) 年齢3区分別の将来推計人口

将来推計人口の年齢構成を見ると、年少人口（0～14歳）は、平成17年（2005年）以降も微増傾向で推移しますが、平成27年（2015年）をピークにその後は減少傾向に転じます。生産年齢人口（15～64歳）は、平成17年（2005年）から減少傾向となり、老年人口（65歳～）は、増加傾向で推移します。



資料：芦屋市将来人口推計報告書（平成22年3月）

このように、本市でも全国的な傾向と同様にいわゆる超高齢社会を迎えており、人口減少も目前に迫っています。

また、市内でも地区によって人口減少や高齢化が進む程度が異なってきており、既に人口が減少し始めている地区や、まだしばらくは増加傾向にある地区など、市域全体だけでなく地区ごとの人口動向や年齢構成にも注視していく必要があります。

資料－３ 芦屋市の財政状況

(1) 重くのしかかる市債の償還

震災からの復旧・復興事業等のために発行した市債の償還（公債費）が財政を圧迫しており、一時のピークは過ぎたものの、年間の公債費は平成 20 年度一般会計の決算で約 108 億円にも上り、公債費比率は 29.8% で全国の都市で最も悪い状況です。今後、公債費は徐々に減少するものの、本市の財政規模から見ると高い水準が続くため、厳しい財政運営が続きます。

(2) 対応が必要な行政需要の増大

高齢化等の影響を受けて、生活保護費や介護等の保険事業費などの社会保障経費が増加傾向にあります。また、懸案事項である新規の公共事業や公共施設の老朽化対策等については、その実施の可否、優先性及び財源など、検討すべき課題が山積しています。

(3) 減少する市税収入

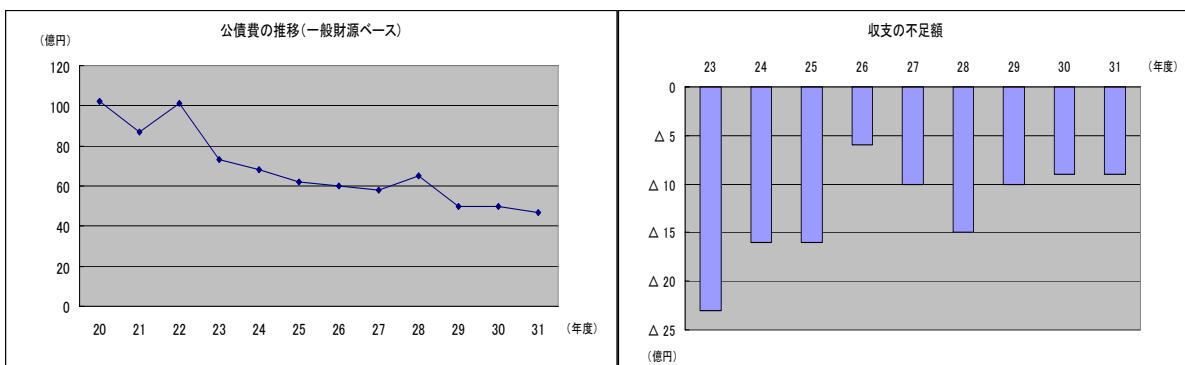
歳入では、平成 19 年度（2007 年度）から個人市民税の税率が一律に 6% となったことが、高額所得者の割合が高い本市にとっては大幅な減収となった上に、景気悪化の影響により個人市民税が更に落ち込んでいます。

今後、高齢化の進展によって、人口に対する生産年齢人口の割合が低下することから、市税収入の大幅な回復を見込むことは難しくなっています。

(4) 迫られる財政収支構造の転換

本市の財政収支は、公債費負担が着実に減少し、収支不足の改善が見られるものの、依然として毎年発生する財源不足に対してはこれまで蓄えてきた基金を取り崩して賄っていかざるを得ないのが実情です。

次世代に負債を残さないよう着実に市債の償還を進めるとともに、将来的に市債残高が震災前の状態に戻った場合でも市税収入の大幅な回復は見込まれないことや、増加する社会保障経費へも対応する必要があることなどから、歳入に見合った歳出となるよう財政収支構造を根本から転換することが迫られています。



資料：長期財政収支見込み（平成 20 年度から平成 31 年度まで）（平成 22 年 2 月）

前期基本計画

(平成 23(2011)年度～平成 27(2015)年度)

第4次芦屋市総合計画 前期基本計画について

(1) 前期基本計画に掲載する内容について

第4次芦屋市総合計画の前期基本計画では、これまでの取組や基本構想に掲げる「目標とする10年後の芦屋の姿」の実現に向けた施策目標、前期5年の重点施策、市民主体による取組を示しています。

前期5年の重点施策として掲載するものは下記を基準としています。

- 参画と協働を基本に取り組むこと。
- 分野横断的、又は複数の担当課で取り組むこと。
- 新たに取り組むこと。
- 大きな制度改正が予定されていたり、緊急を要すること。

【計画期間】 前期基本計画（平成23（2011）年度～平成27（2015）年度）
後期基本計画（平成28（2016）年度～平成32（2020）年度）

(2) 総合計画と各施策分野の課題別計画について

本市では総合計画の他に、各施策分野の課題別計画を策定しています。

第4次芦屋市総合計画の基本構想では、各施策で共有すべきものとして目標とするまちの姿、将来像を掲げ、基本計画ではその実現に向けた計画期間内での重点施策に絞り、それぞれの施策分野における取組の詳細については課題別計画に委ねることにしています。

なお、各課題別計画は更新時期に合わせ、この第4次芦屋市総合計画と整合するよう見直していくものとします。

※前期基本計画では、目標ごとに関連する主な条例や課題別計画の名称を掲載しています。

(3) 各施策分野間をつなぐ横断的視点について

基本計画では、施策目標を実現するための重点施策が中心となっています。

しかし、どの施策目標においても、その施策だけの縦割りの視点だけでは達成することはできません。常に他の施策分野の考え方やそれぞれの施策間を横断的につなぐことを念頭に置きながら取り組んでいくこととします。

(4) 実施計画について

実施計画では、基本計画に定められた施策を効果的かつ効率的に実施するための具体的な事務事業を示します。その策定に当たっては、その時々々の財政の長期的な見込みを勘案し、毎年度の予算編成の指針となるよう策定します。

実施計画の期間を3年とし、1年を経過するごとに見直して毎年度策定します。

(5) 前期基本計画の進行管理と後期基本計画について

前期基本計画の進行管理については、毎年度、行政評価と連動しながら施策目標ごとに進捗状況を確認し、今後の具体的な取組や重点的に取り組む事務事業を検討し、実施計画の見直しに反映します。

進捗状況を確認するものとしては、実施状況や既存のデータ、課題別計画等のアンケート調査などを活用して効果を測定する方法を導入します。

また、前期基本計画の進捗状況、変化する社会情勢や新たな課題などへの対応を盛り込みながら後期5年での施策目標や重点施策を検討し、前期基本計画の期間が終了するまでに後期基本計画を策定します。

第1章 人と人がつながって新しい世代につなげる

【目標体系図】



目標とする 10 年後の芦屋の姿

1 一人ひとりのつながりが地域の力を高め、地域主体のまちづくりが進んでいる

【関連する主な条例や課題別計画等】

市民参画及び協働の推進に関する条例（平成 19 年条例第 5 号）
 市民参画・協働推進の指針（平成 18 年策定）
 市民参画協働推進計画（平成 19～23 年度）
 地域福祉計画（平成 19～23 年度）
 第 2 次生涯学習推進基本構想（平成 21 年策定）

施策目標 1-1 市民一人ひとりがそれぞれの状況に応じて必要な情報を手に入れられる

1 これまでの取組と課題

本市では、市内全域 70 か所以上の広報掲示板や、広報紙「広報あしや」の月 2 回の定期的な発行に加え、必要に応じて臨時号や特集号を発行し、さらにホームページの随時更新など分かりやすい広報に努めてきました。

また、在住外国人向けに年 4 回「アシヤニューズレター」（英語版）を発行し、「広報あしや」点訳版も希望者に送付しています。

一方、市民活動に関する情報としては、「広報あしや」に「市民のひろば」欄を設けて市民や団体が行う催し物の参加募集などを掲載するとともに、平成 19 年（2007 年）に開設した「あしや市民活動センター」のホームページでは市民活動団体情報を提供してきました。

しかし、情報を探しにくい、内容が市民にとって分かりにくいとの意見もあり、また、市民同士の交流のために市民から集めた情報の発信を要望する声もあります。

2 前期 5 年の取組の方向性

市民一人ひとりがそれぞれの状況に応じて必要な情報を手に入れられるよう、テーマごとに整理して発信していくなど、市民の視点から見てより分かりやすい情報の提供に努めます。

また、行政からの一方的な情報発信だけでなく市民からの情報も集めて発信し、市民の活動をより活発にしていくための取組も行います。

3 前期 5 年の重点施策

1-1-1 様々な伝達手段を活用した、平易な表現での情報を発信します。

- ・ 分かりやすい表現で情報を発信します。
- ・ 点字版・音訳版での広報活動を行い、情報発信の手段を充実します。
- ・ 在住外国人に対して行政からの情報を多言語で発信します。
- ・ 社会ニーズに即した効率的な伝達媒体を研究し導入を検討します。

1-1-2 市民発の情報や行政発の情報をテーマごとに整理し、発信します。

前期基本計画

- ・市民が必要とするテーマごとに情報を整理して発信します。
- ・市民生活に必要な情報が円滑に受け取れるよう広報活動を充実させます。

4 市民主体による取組

- ◇ 積極的な情報発信
- ◇ 行政が発信する情報の積極的な受信

施策目標 1-2 市民が主体となった活動が増え、継続的に発展している

1 これまでの取組と課題

市民が主体となった活動が増えるためには、活動の輪が広がり、継続的に発展し続けることが必要です。

本市では、市民と行政が共に考え、共に取り組むためのルールと施策の基本的な方向性を明らかにするため、平成 18 年（2006 年）に「芦屋市市民参画・協働推進の指針」を定め、平成 19 年（2007 年）には「芦屋市市民参画及び協働の推進に関する条例」を制定し、平成 20 年（2008 年）には「芦屋市市民参画協働推進計画」を策定して市民の積極的な参画と協働を推進してきました。

また、平成 19 年（2007 年）にあしや市民活動センターを開設するなど、市民と市民、市民と行政の協働や市民参画の環境整備を行ってきています。

しかし、平成 21 年（2009 年）に行った市民活動団体実態調査によると、市民活動団体が継続して活動していくためには様々な課題があり、支援を必要としている状況があります。

2 前期 5 年の取組の方向性

市民が主体となった活動が増え、継続的に発展していくよう、幅広い世代が地域活動に気軽に参加できる機会が提供され、自立した活動となり、人材や後継者の育成手法を共有し、お互いに連携しながら活動を展開できるよう支援していきます。

3 前期 5 年の重点施策

1-2-1 幅広い世代が市民活動に気軽に参加できる環境をつくります。

- ・市民活動促進のため、集会所の施設整備について検討します。
- ・市民活動グループとの交流の機会を設けるなど気軽に参加できる環境をつくります。

1-2-2 市民活動に参加する市民や団体の自立への取組を支援します。

- ・市民活動団体が自立できるよう、講座の開催など人材育成・団体育成のための支援を行います。

1-2-3 市民活動の輪が広がるよう市民同士や市民と行政の連携を促進します。

- ・市民団体を支援する中間支援団体のそれぞれが持つネットワークが互いにつながり、市民活動団体同士の連携が更に容易になるよう支援します。
- ・あしや市民活動センターと社会福祉協議会や市民団体、関係機関等との連携を深めます。

4 市民主体による取組

- ◇ 市民活動への積極的な参加

- ◇ 市民活動団体間での様々な活動手法の共有

施策目標 1-3 地域主体のまちづくりの仕組みが根付き、地域の力が高まっている

1 これまでの取組と課題

地域が主体的に活動するためには、協力してまちづくりを進めるための仕組みが根付き、地域の総合的な力が高まっていくことが必要です。

本市では、各地域の自治会で構成する芦屋市自治会連合会の事務局を担い、人材育成やまちづくり懇談会の支援を行ってきました。また、地区集会所運営協議会で構成する芦屋市地区集会所運営協議会連合会が、地域の活動の場となる市内12か所の集会所施設の指定管理者として管理や運営を行っています。

また、小学校区等ごとにスポーツや文化活動を行うコミュニティ・スクールや小地域ごとの福祉活動、防犯、防災活動の取組や連携などへの支援を行うとともに、その地域の住民が自分たちでまちなみのルールづくりを行うまちづくり協議会への支援も行ってきました。

しかし、地域によって様々な課題があり、地域主体のまちづくりのための地域のあり方を考えていくとともに、芦屋をよりよいまちにしていくために市民と行政が協働で行う具体的な取組を広げていく必要があります。

2 前期5年の取組の方向性

地域の力が高まっていくよう、これまでの様々な活動への支援を続けるとともに、各施策分野における取組を横断的につなげ、市民が主体となって地域の課題を地域で解決する仕組みづくりに取り組みます。

また、市民と行政が目標を共有し、それぞれの役割を果たしながら信頼関係の下での協働をより発展させるため、状況に応じた新たな協働のルールづくりに取り組みます。

3 前期5年の重点施策

1-3-1 地域の課題を市民が主体となって解決するよう支援します。

- ・小学校区単位等の地域での活動ニーズと新たな活動参加希望者を結びつけるための団体ネットワークを構築します。
- ・地域の助け合いや課題解決の手法を共有し、支援します。

1-3-2 市民が主体となって進めるまちづくりの仕組みを市民と協働で見直します。

- ・市民参画・協働推進の指針、市民参画及び協働の推進に関する条例、市民参画協働推進計画を見直します。
- ・市民と行政が協働するためのルールの下でまちづくりを進めます。

4 市民主体による取組

- ◇ 地域活動への積極的な参加と連携
- ◇ 地域の課題は地域で解決する意識の醸成

目標とする 10 年後の芦屋の姿

2 多様な文化・スポーツ・芸術・伝統が交流するまちで、芦屋の文化があふれている

【関連する主な条例や課題別計画等】

- 文化基本条例（平成 22 年条例第 1 号）
- 文化財保護条例（平成元年条例第 7 号）
- 第 2 次生涯学習推進基本構想（平成 21 年策定）
- スポーツ振興基本計画（後期）（平成 20～24 年度）
- 文化振興基本計画（平成 23 年度策定予定）

施策目標 2-1 市民が教養を高める機会が豊富にある

1 これまでの取組と課題

文化やスポーツを楽しむ活動を身近に感じるには、市民一人ひとりに機会が豊富にあることが必要です。

本市では、平成 5 年（1993 年）に「芦屋市生涯学習基本構想」を策定し、生涯学習社会の実現に努めてきましたが、日常をより豊かにすることを目標に、平成 21 年（2009 年）に新たに「第 2 次芦屋市生涯学習基本構想」を策定し、学習機会の充実に努めてきました。

また、生涯スポーツ社会の実現を目指して平成 15 年（2003 年）に「芦屋市スポーツ振興基本計画」、平成 20 年（2008 年）に後期計画を策定し、取組を進めてきています。

さらに、個性豊かで幅広い芦屋文化が創造される活力のあるまちの実現を目指して平成 22 年（2010 年）に「芦屋市文化基本条例」を制定しました。

今後は、この条例に基づく「芦屋市文化振興基本計画」を策定し、文化の振興に関する施策を総合的かつ効果的に推進していく必要があります。

2 前期 5 年の取組の方向性

個性豊かで幅広い芦屋文化が発展していくよう、市民が日頃から芸術文化やスポーツなどの活動に親しみ、幅広い知識や教養を育みながら、その成果を発揮し、地域の伝統や歴史などととも次世代につないでいく取組を進めていきます。

3 前期 5 年の重点施策

2-1-1 幅広い知識と教養を育む機会の充実に努めます。

- 各社会教育施設における様々なテーマの講座や講演会による学習機会のメニューを充実させ、生涯学習の推進に努めます。
- 社会教育関連団体の活動の成果を地域貢献に活(い)かすなど、社会教育行政の推進に努めます。
- 景観や文化財への理解促進、読書活動の支援、美術レクチャーなど、社会教育と学校園との連携を拡充します。

2-1-2 日頃から芸術文化に親しめる環境を整えます。

- 文化振興基本計画を策定し、日頃から文化に親しめる環境づくりを進めます。

・親しみやすく、かつ芸術文化を発信する拠点となるよう各文化施設を運営します。

2-1-3 地域の伝統や歴史が、次の世代に語り継がれていく活動を促進します。

- ・既存の文化財の周知、啓発事業拡充と新規指定に向けた取組を行います。
- ・埋蔵文化財の発掘調査や出土遺物の再整理を引き続き実施します。
- ・各小学校で地域の伝統や歴史を語り継ぐ活動を進めます。

2-1-4 スポーツ・フォー・エブリワンの理念に基づき、誰もがスポーツに気軽に参加できるよう普及、振興に努めます。

- ・子どもから高齢者、障がいのある人など、誰もが参加しやすいスポーツプログラムの開発・提供を行い、スポーツ活動の普及に努めます。
- ・スポーツ指導者の発掘、育成、派遣やスポーツボランティアの活用などにより、学校、家庭、地域におけるスポーツ活動の輪を広げ、活動の質の向上を図ります。

4 市民主体による取組

- ◇ 文化活動の積極的な情報発信
- ◇ スポーツ活動の積極的な情報発信
- ◇ 文化財的な建築物の保存・活用

施策目標 2-2 様々な交流が、多様な文化への理解と見識を深めている

1 これまでの取組と課題

多様な文化が共生するためには、様々な交流を通し、多様な文化への理解と見識を深めていくことが必要です。

本市では、昭和 36 年（1961 年）にアメリカ合衆国カリフォルニア州モンテベロ市と姉妹都市提携を結び、交流事業を行ってきていますが、市内に住んでいる外国人への支援も重要な国際交流施策と考え、「アシヤニューズレター」（英語版）の発行や外国人生活相談などを行ってきています。また、市民レベルでの国際交流の拠点である芦屋市国際交流協会を中心に、市民の国際感覚の醸成と国際理解の高揚のための取組や、市内に居住する外国人への支援を行ってきました。

また、平成 22 年（2010 年）に芦屋市国際交流推進懇話会から提言いただいた「芦屋市の国際交流のあり方について」を尊重し、平成 23 年（2011 年）に南芦屋浜地区に開設する（仮称）国際交流センターを芦屋市の国際交流の拠点として活(い)かしていくことが必要です。

2 前期 5 年の取組の方向性

市民が多様な文化への理解と見識を深め、外国人市民との多文化共生社会を実現できるよう、（仮称）国際交流センターを芦屋市の国際交流の拠点として活用し、様々な文化を持つ人との交流を促進していきます。

3 前期 5 年の重点施策

2-2-1 多様な文化を持つ人との交流を促進します。

前期基本計画

- ・(仮称)国際交流センターを開設し、市民の国際交流の拠点施設となるよう活用していきます。
- ・さくらまつりや秋まつりで市民の交流を促進します。

4 市民主体による取組

- ◇ 多様な文化を持つ人と交流できる機会への積極的な参加

目標とする 10 年後の芦屋の姿

3 お互いを尊重しながら理解と思いやりの心が広がっている

【関連する主な条例や課題別計画等】

- 男女共同参画推進条例（平成 21 年条例第 10 号）
- 第 2 次人権教育・人権啓発に関する総合推進指針（平成 22 年度策定予定）
- 第 2 次男女共同参画行動計画（後期計画）ウィザス・プラン（平成 20～24 年度）
- 配偶者等からの暴力対策基本計画（平成 22 年度策定予定）

施策目標 3-1 平和と人権を尊重する意識が行き渡っている

1 これまでの取組と課題

平和と人権を尊重する意識が行き渡っていることは、お互いの人格と個性を尊重する社会づくりには欠かせない要素です。

本市では、平成 14 年（2002 年）に策定した「芦屋市人権教育・人権啓発に関する総合推進指針」に基づき、女性・子ども・高齢者・障がいのある人・同和問題・外国人・HIV 感染者・その他の人権問題などそれぞれの課題に取り組むとともに、人権啓発事業や啓発資料の提供を行ってきました。

今後も、更に人権意識を浸透させるため、人権感覚を育む効果的な取組を進める必要があります。

2 前期 5 年の取組の方向性

より効果的な取組を進めるため、人権教育・人権啓発に関する総合推進指針を見直し、市民一人ひとりが人権に関する正しい知識と感覚を身につけるための啓発や、差別や人権侵害を受けた場合の相談と対処に引き続き取り組みます。

3 前期 5 年の重点施策

3-1-1 平和を尊重する意識の普及，啓発に努めます。

- ・平和の大切さを訴える各種事業を行い，平和を守る意識の普及，啓発に努めます。

3-1-2 人権を尊重する意識の普及，啓発に努めます。

- ・人権教育・人権啓発に関する総合推進指針に基づき，人権教育，啓発を推進します。
- ・人権を身近に感じることができるよう，効果的な人権意識の普及，啓発に努めます。
- ・上宮川文化センターを，福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティセンターとして運営します。

3-1-3 人権擁護機関と連携し相談窓口を開設して差別や人権侵害に対処します。

- ・神戸地方法務局や人権擁護委員会など関係機関との連携を深めながら差別や人権侵害の事象への対処に取り組みます。

4 市民主体による取組

- ◇ 平和を大切にする心の醸成
- ◇ いじめ等身近な問題への積極的な関与
- ◇ 人権尊重の理念の理解

施策目標 3-2

男女共同参画社会の実現に向けて意識が広がっている

1 これまでの取組と課題

誰もが、性別にかかわらず社会の対等な構成員として、その個性と能力を発揮し、あらゆる分野に参画できるとともに、均等に責任を担い、幸せを分かち合う社会にしていくには、男女共同参画推進の意識が社会全体に広がっていくことが必要です。

本市では、平成 15 年（2003 年）に「第 2 次芦屋市男女共同参画行動計画 ウィザス・プラン」、平成 20 年（2008 年）には「後期行動計画」を策定し、男女共同参画にかかる意識の啓発や各種施策の推進に努めてきました。

また、平成 21 年（2009 年）に「芦屋市男女共同参画推進条例」を制定し、男女共同参画の推進への基本理念を定め、取り組む姿勢を明らかにしています。

今後も、より効果的な啓発や、相談体制の充実を図っていく必要があります。

2 前期 5 年の取組の方向性

誰もが性別にかかわらず多様な生き方を選択できる男女共同参画社会の実現のため、男女が社会の対等な構成員として自らの意志によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保されるよう、また、男女の固定的な性別役割分担意識やセクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンス、その他性別による差別的取扱いをなくすための男女共同参画の視点に立つ教育の推進や啓発に取り組んでいきます。

3 前期 5 年の重点施策

3-2-1 あらゆる分野における女性の社会参画を支援します。

- ・男女共同参画に関する学習機会や情報提供の充実に努めます。
- ・市の附属機関等における女性委員の登用を積極的に行うなど、政策・方針決定過程における女性の参画を進めます。

3-2-2 セクシュアル・ハラスメントやドメスティック・バイオレンス、その他性別による人権侵害の防止、啓発に努めます。

- ・男女共同参画行動計画の第 3 次行動計画を策定するとともに、配偶者等からの暴力対策基本計画との整合性をとりながら、ドメスティック・バイオレンスの防止や被害者支援に取り組みます。
- ・警察などの関係機関との連携を深めます。

4 市民主体による取組

- ◇ 男女共同参画の意識の高揚
- ◇ 暴力は人権侵害であるとの認識
- ◇ ドメスティック・バイオレンス等の被害に遭った時の早期相談

目標とする 10 年後の芦屋の姿

4 子どもたちが社会へ羽ばたけるようたくましく育っている

【関連する主な条例や課題別計画等】

教育振興基本計画（平成 23～27 年度）

次世代育成支援対策推進行動計画（後期）（平成 22～26 年度）

施策目標 4-1 子どもたちが「生きる力」を身につけ、健やかに成長している

1 これまでの取組と課題

これからの社会を担っていく子どもたちが、夢を抱き、その夢の実現や社会に適応していくための力を身につけ、社会へ羽ばたけるようたくましく育っていくことが必要です。

本市の学校教育では、基礎・基本を確実に身につけ、自ら学び考え、心豊かにたくましく生きる力を幅広く「人間力」と捉え、その育成を最重要課題の一つとして、芦屋の子どもたちが大人になった時に「芦屋で学び、育って、本当によかった」と思えるまちづくりを目指し、「教育のまち芦屋」を発信してきました。各学校園では、学力向上パワーアッププランや学力向上研究支援プラン、学習指導員の配置など「学力向上支援事業」を推進し、平成 20 年度（2008 年度）からの「子ども読書の街づくり」推進事業によって、子どもたちの豊かな心を育む取組を進めてきました。

今後も、平成 22 年度（2010 年度）策定の「芦屋市教育振興基本計画」に基づき、「芦屋で育てる“夢と志をもって自らの未来を切り拓く子どもの姿”」を掲げ、21 世紀に生きる子どもたちの育成に向けて教育活動を進めていく必要があります。

2 前期 5 年の取組の方向性

子どもたちが「生きる力」を身につけ、健やかに成長していくよう、子どもたちに知・徳・体のバランスのとれた教育を行うとともに、様々な社会問題が取り巻く中で、子どもたちが健やかに成長し、生きるために必要な資質と能力を育むための取組を進めます。

3 前期 5 年の重点施策

4-1-1 子どもたちの学力の向上に努めます。

- ・学習指導要領の趣旨を踏まえ、子どもたちが主体的に学ぶ授業づくりに取り組みます。
- ・子どもたちが体験的に学ぶ機会の充実を図ります。
- ・学力に応じた指導の充実を図り、子どもの学習意欲と学力の向上に努めます。
- ・情報教育や国際化に対応した教育等、今日的な課題に対応した教育を推進します。
- ・障がいのある子どもの個に応じた指導、支援の充実を図ります。
- ・特別支援教育センターの活動の充実を図ります。

4-1-2 子どもたちの命や人権を大切にする心の教育の充実に努めます。

- ・全ての子どもたちが多様な文化や人々と豊かに共生する心を育てます。
- ・子どもたちの読書活動を支援する取組を継続して実施します。

前期基本計画

- ・震災の教訓を生かし、語り継ぐ芦屋の防災教育を推進します。
- ・道徳教育の充実を図り、道徳性の育成や規範意識の向上に努めます。
- ・不登校児童生徒への指導、支援や、いじめや暴力行為などの問題行動が起こらないための効果的指導等の取組を推進します。
- ・子ども問題に関わる機関が連携し、虐待、犯罪等の防止等に向けた取組の充実を図ります。
- ・特別支援教育への理解、啓発を図り、交流などを通じて相互理解を図ります。

4-1-3 子どもたちの体力向上に取り組めます。

- ・運動を通じて体力を養うとともに、生涯にわたって運動に親しむ態度を育てます。
- ・食育の充実に取り組めます。

4-1-4 心やすらぐ充実した教育環境の整備に努めるとともに、教員の専門性と指導力の向上に取り組めます。

- ・学校園の老朽化対策を実施するなど、施設、設備や教材、教具の充実に努め、教育環境の改善を図ります。
- ・様々な教育課題に応じた研修の充実を図り、教員の専門性と実践的指導力の向上に努めます。
- ・教員が子どもと向き合う時間を確保する取組を推進します。

4 市民主体による取組

- ◇ 学校ボランティアへの参加、協力
- ◇ トライやる・ウィークに参加する生徒の受入れ
- ◇ 家読(うちどく)の推進

施策目標 4-2

青少年が社会で自立するための力を身につけている

1 これまでの取組と課題

本市では、社会教育における青少年教育として、同じ年齢や違う年齢の子ども同士の遊びや、多様な地域活動、自然との触れ合い、子ども会など青少年団体の活動やボランティア活動など、様々な体験活動の場や機会の充実に努めてきました。

また、青少年の健全育成として、子どもたちが事件・事故に遭わないように見守り、健全な心を育てる地域づくり、環境づくりを愛護活動として位置づけ、芦屋市青少年愛護センターを拠点として取組を進めてきました。

青少年が望ましい職業観、勤労観を持ち、社会で自立して生きていく力を身につけていくための取組とともに、近年、有害図書や薬物、ネット被害など青少年を取り巻く環境の悪化への対応も必要となっています。

2 前期5年の取組の方向性

青少年が社会で自立していけるよう、将来の夢や希望を抱き、それを実現するために必要となる知識、能力や、それらを活用する力を身につけながら、健全に成長していくための取組を進めます。

3 前期5年の重点施策

4-2-1 青少年が将来の夢や希望を持ち、必要な知識や能力を身につけられるよう支援

します。

- ・学校教育では、小・中学生が将来の夢や希望を持てるよう、職業教育も含めた体験的な学習の機会を増やします。
- ・青少年を対象とした知識、技術習得のための実践教育の機会創出について、民間企業や関係機関、学校等が連携して支援します。

4-2-2 青少年の健やかな育成に努めます。

- ・愛護委員による日常的な街頭巡視活動を推進します。
- ・有害図書、有害サイトから青少年を保護するための取組を推進します。
- ・青少年の問題全般について、気軽な相談窓口として相談活動を継続して実施します。

4 市民主体による取組

- ◇ 青少年を育成する活動への協力

施策目標 4-3 学校園・家庭・地域が連携して、子どもたちの育成を支えている

1 これまでの取組と課題

本市では、これまで自治会や老人会、子ども会、コミュニティ・スクールなどのコミュニティ組織が中心となって活発に地域活動を行ってきています。

しかし、一方で、以前に比べ家庭や地域の教育力の低下が懸念されており、この力を取り戻す必要があります。

2 前期5年の取組の方向性

これまでの活動を活(い)かし、家庭や地域と学校園との連携を更に強めるための仕組みをつくり、子どもたちの学びを支える取組を進めます。

3 前期5年の重点施策

4-3-1 地域社会が一体となって子どもたちの学びを支えるため、学校に関係する諸団体をネットワークで結ぶ仕組みづくりを拡充します。

- ・学校地域連携促進事業の成果を検証し、より強固な地域教育推進の仕組みを確立します。
- ・学校行事と地域行事の連携や学校教育を支援するボランティア活動を促進します。

4-3-2 子どもたちが安全に安心して活動できる場として、学習やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動などを提供します。

- ・放課後や週末などの学校を活用した、子どもの居場所づくりを拡充します。
- ・子ども見守りパトロール活動を支援します。

4 市民主体による取組

- ◇ 子どもたちを育成する活動への協力

目標とする 10 年後の芦屋の姿

5 地域で安心して子育てができている

【関連する主な条例や課題別計画等】

次世代育成支援対策推進行動計画（後期）（平成 22～26 年度）
健康増進・食育推進計画（平成 21～24 年度）

施策目標 5-1

世代を超えた多様なつながりが様々な家庭の子育てを支えている

1 これまでの取組と課題

急速な少子化への対策として、平成 15 年（2003 年）に次世代育成支援対策推進法が施行されました。

本市では、「ともに育てよう 親子のきずな 地域のきずな」を基本理念に、子どもの育ちの視点、親としての育ちの視点及び地域での支え合いの視点を踏まえ、平成 17 年（2005 年）に「芦屋市次世代育成支援対策推進行動計画」（前期）、更に仕事と生活の調和の実現の視点及び全ての子どもと家庭への支援の視点を加え、平成 22 年（2010 年）には後期計画を策定し、具体的な事業を進めてきました。

しかし、少子化、核家族化の進行や、家庭や地域を取り巻く社会状況の変化とともに、地域社会でのつながりがますます希薄になり、身近な地域に相談相手がないなど、子育てへの負担感が増大する要因ともなっています。

2 前期 5 年の取組の方向性

公的な支援やサービスを提供するとともに、地域で子どもの成長を支えていけるよう、世代を超えた多様なつながりを活(い)かした子育て環境や、地域で気軽に相談できる場づくりを進め、家庭の教育力が向上していくための取組を進めます。

3 前期 5 年の重点施策

5-1-1 地域で子育てについて気軽に相談できる環境を整えます。

- ・子育て家庭が自信を持って子育てができるよう、訪問、相談、交流できる場の充実に努めます。
- ・地域の関係機関、関係団体と連携して気軽に相談できる環境を整えます。
- ・様々な場所や時間に子育てに関する相談・指導等適切な対処ができるよう努めます。

5-1-2 家庭の教育力を向上させるため、様々なサポートを実施します。

- ・乳幼児健康診査の受診率向上を目指します。
- ・子育てへの父親の積極的参加の促進や家族の絆(きずな)を深める体験ができる場の提供に努めます。
- ・子育てに関する情報提供や講座・学習会等を実施し、子育てをサポートします。
- ・幼稚園での子育て支援活動に取り組みます。

5-1-3 要保護家庭の自立や要保護児童の支援に努めます。

- ・民生委員・児童委員をはじめ、学校や関係機関、団体等と連携し、地域住民の生活に関する相談や支援を行います。
- ・ひとり親家庭が、経済的自立を含めた自立ができるよう支援します。
- ・虐待を含む様々な事情によって保護を要する児童の発見と支援の強化に努めます。

4 市民主体による取組

- ◇ 母子健康手帳を活用した妊娠中の健康管理
- ◇ 妊娠出産や子育てに関する積極的な情報の入手
- ◇ 妊娠出産や子育てに関する知識習得や不安を解消するための専門的な窓口の早期利用
- ◇ 乳幼児健康診査の受診
- ◇ 出産や子育てについて家族での話し合い
- ◇ 地域の子どもの成長に関心を持つことと、必要に応じての助け合い
- ◇ 子ども同士で遊ぶ機会の提供

施策目標 5-2 子育てと仕事の両立を可能にする環境が整っている

1 これまでの取組と課題

子育てをする人をサポートしていくには、子育てと仕事の両立を可能にする環境が整っていることが必要です。

本市では、6か所の市立保育所（定員480人）の運営を行うとともに、6か所の私立認可保育園（定員336人）の運営を支援してきました。また、通常保育終了後の延長保育、統合保育、一時預かり事業や、地域交流などとともに、平成22年（2010年）4月から市立芦屋病院内の施設で病後児保育も行ってきています。

しかし、近年、待機児童数が急速に増えてきており、平成17年度（2005年度）、平成19年度（2007年度）、平成22年度（2010年度）の各年度1園、計3園の私立保育園が開設されたものの、待機児童が100人を超える状況が続いています。

2 前期5年の取組の方向性

子育てと仕事の両立を可能にする環境を整えるため、既存の施設を活用するなど様々な方法を検討しながら、必要とするときに適切な保育サービスを受けられるための取組を進めるとともに、仕事と子育てのバランスについての意識が向上するための取組もあわせて進めていきます。

3 前期5年の重点施策

5-2-1 必要とするときに適切な保育サービスを提供します。

- ・心豊かに仲間と育ち合う、生涯を見通した生きる力を育む保育を目指します。
- ・待機児童の解消を優先課題とし、保育所の増設などに努めます。
- ・延長保育や一時預かり事業、病後児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業など、多様な保育需要に対応します。
- ・幼稚園における預かり保育を検討し、実施します。

5-2-2 ワークライフバランスの理念の普及、啓発に努めます。

- ・全ての人の働き方の見直しに向けた啓発を行います。

前期基本計画

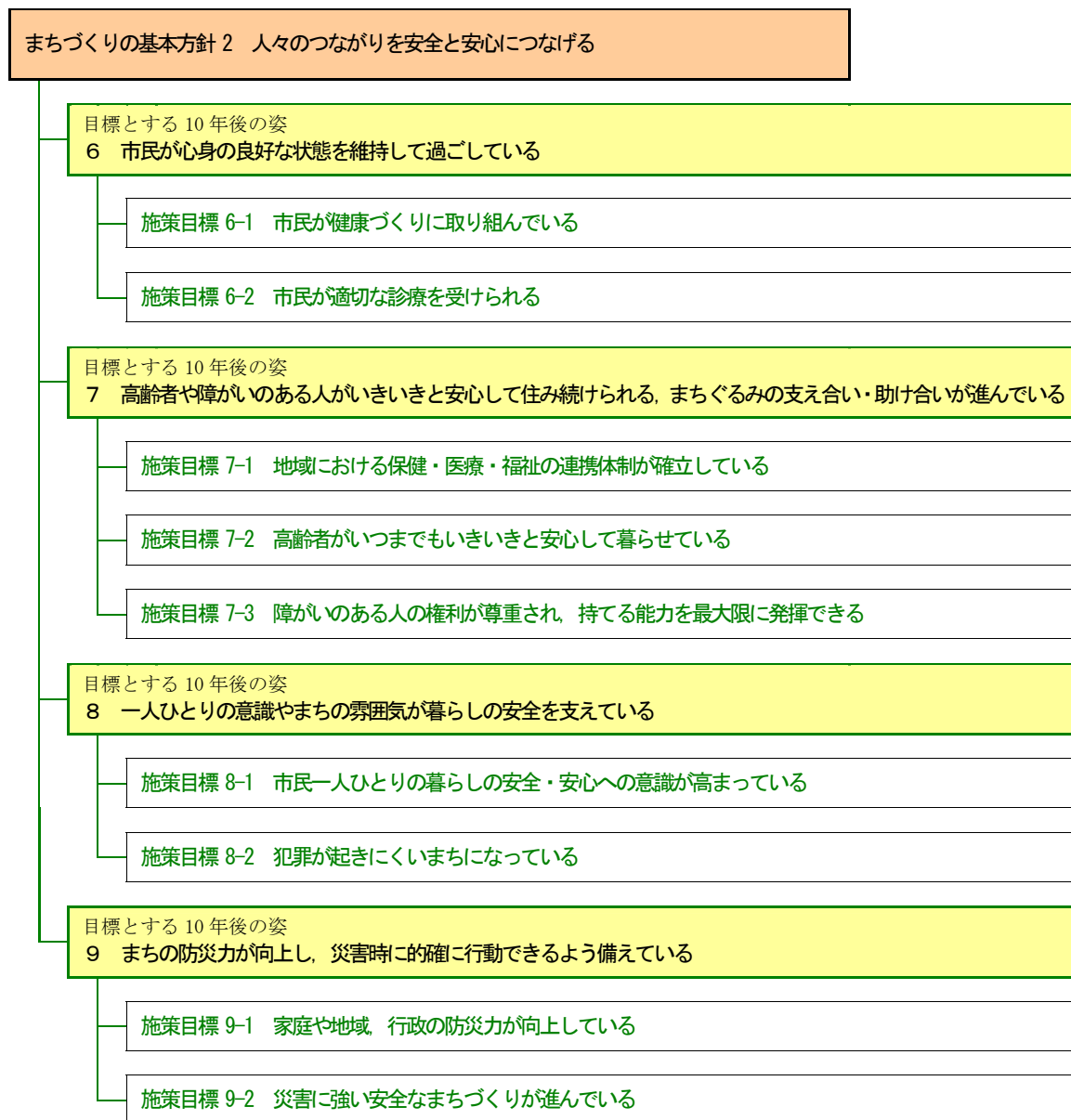
- ・仕事と子育てが両立できるような休暇制度や雇用形態等の普及，啓発を行います。

4 市民主体による取組

- ◇ ワークライフバランスの正しい理解

第2章 人々のつながりを安全と安心につなげる

【目標体系図】



目標とする 10 年後の芦屋の姿

6 市民が心身の良好な状態を維持して過ごしている

【関連する主な条例や課題別計画等】

特定健診・特定保健指導実施計画（平成 20～24 年度）

健康増進・食育推進計画（平成 21～24 年度）

新型インフルエンザ対策計画（平成 21 年策定）

市立芦屋病院改革プラン（平成 21 年策定）

施策目標 6-1 市民が健康づくりに取り組んでいる

1 これまでの取組と課題

市民が心身の良好な状態を維持しているためには、生涯を通じて健康づくりを習慣にすることが必要です。

本市では、保健センターを拠点として、感染症対策や予防接種、母子保健事業、成人保健事業を行ってきていますが、平成 21 年（2009 年）には「芦屋市健康増進・食育推進計画」を策定し、「妊娠・出産期」、「乳幼児期」から「高年期」までのライフステージごとの健康づくりや食育活動の施策を総合的、計画的に推進しています。

しかし、死亡順位 1 位のがんについて市民の検診受診率が県内でも低いことや、大きな社会問題となっている自殺防止対策としてこころの健康にも取り組む必要に迫られています。

2 前期 5 年の取組の方向性

市民が心身を良好な状態にしていけるよう、継続して健康教育を行うとともに、生活習慣病の予防やがんの早期発見のために健康診査や検診の受診率を高め、予防接種を促進して感染症の拡大を防ぐ取組を進めます。

また、近年、対策を必要としている食育やこころの健康についても取り組んでいきます。

3 前期 5 年の重点施策

6-1-1 定期的な健診の受診や予防接種を促進します。

- ・特定健診やがん検診などの受診率の向上を目指します。
- ・予防接種の接種率の向上を目指します。

6-1-2 食育や食事バランスについての情報提供を行います。

- ・乳幼児期から正しい食習慣が身に付けられるよう支援します。

6-1-3 こころの健康について気軽に相談できるよう関係機関と連携し支援します。

- ・医師会などの関係機関との連携を深めます。
- ・健康相談、訪問指導、電話相談などにより相談業務を充実させます。
- ・健康づくりハンドブックなどによるストレスの解消法や休養について普及、啓発活動を推進し

ます。

4 市民主体による取組

- ◇ 定期的な健康診査やがん検診の受診
- ◇ 予防接種を受けること。
- ◇ 健診後の積極的な自己ケア
- ◇ 十分な睡眠などによる心身の休息
- ◇ ストレスやこころの健康に関する正しい知識の習得
- ◇ 自分にあったストレス解消法の習得
- ◇ 職場や地域において悩みを相談できる仲間づくり

施策目標 6-2

市民が適切な診療を受けられる

1 これまでの取組と課題

病気やけがをしたときに的確かつ素早い処置が受けられるためには、救急も含めた地域の医療体制を確立しておく必要があります。

本市では、平成 21 年（2009 年）4 月から市立芦屋病院に地方公営企業法を全部適用して新たに病院事業管理者を迎え、地域医療の中核病院として「信頼され、選ばれる市民病院」を目指しています。

また、平成 21 年（2009 年）に「市立芦屋病院改革プラン」を策定し、病院事業を持続的かつ安定的に運営していくための抜本的な改革に取り組むとともに、平成 22 年（2010 年）には改修建て替え工事に着手しました。

今後も、これらの改革に引き続き取り組んでいく必要があります。

2 前期 5 年の取組の方向性

地域医療の核となる市立芦屋病院が安定した運営を行いながら他の医療機関と連携して医療を提供していくことや、市民が安心できる救急医療体制を整えていくとともに、安心して医療を受けられるために、保険医療制度の適切な運営に取り組んでいきます。

3 前期 5 年の重点施策

6-2-1 市立芦屋病院と地域の医療機関が連携して、安心できる地域医療を提供します。

- ・市立芦屋病院と地域医療機関との連携、調整を密にし、紹介率や逆紹介率の改善を図ります。
- ・市立芦屋病院は、地域医療支援病院の承認と、がん診療連携拠点病院の指定を目指します。
- ・市立芦屋病院は、緩和ケアユニットの創設と人材の確保・育成を行い、適切な医療を提供します。

6-2-2 適切な対処ができる救急医療体制を充実させます。

- ・広域的な救急医療体制の充実を図ります。
- ・休日・夜間の救急医療機関の周知に努めます。
- ・救急救命士の育成と人員の確保に努めます。
- ・市立芦屋病院に I C U 室を設置するとともに、救急措置室の拡充、外科二次救急の実施などにより救急医療体制の充実を図ります。

6-2-3 保険医療制度を適切に運営します。

- ・制度改正に対応しながら，被保険者や助成対象者に対する各種制度を分かりやすく説明し，理解を深めてもらえるよう努めます。

4 市民主体による取組

- ◇ かかりつけ医を持つこと。
- ◇ 正しい応急手当の習得

目標とする 10 年後の芦屋の姿

7 高齢者や障がいのある人がいきいきと安心して住み続けられる，まちぐるみの支え合い・助け合いが進んでいる

【関連する主な条例や課題別計画等】

地域福祉計画（平成 19～23 年度）

第 5 次すこやか長寿プラン 21（高齢者福祉計画及び介護保険事業計画）（平成 21～23 年度）

障害者（児）福祉計画（第 5 次中期計画）（平成 21～26 年度）

第 2 期障害福祉計画（平成 21～23 年度）

施策目標 7-1

地域における保健・医療・福祉の連携体制が確立している

1 これまでの取組と課題

介護や支援を必要とする場合でも住み慣れた地域で生活続けることができるためには、地域において保健・医療・福祉の連携体制が確立され、必要なケアを途切れることなく利用できる必要があります。

平成 18 年（2006 年）4 月施行の介護保険法の改正によって各市町村に地域包括支援センターが設置され、本市においても地域包括の仕組みによって保健・医療・福祉の連携が進んできました。

また、平成 19 年（2007 年）に「芦屋市地域福祉計画」を策定し、住民主体の地域福祉を推進し、地域資源を活用するための仕組みづくりを支援して互いに支え合う地域社会の実現のための取組を進め、平成 22 年（2010 年）7 月には、保健福祉の拠点として待望の保健福祉センターを開設しました。

加速する今後の少子化・高齢化に対応していくためには、地域で暮らす人々や、ボランティア、自治会、民生委員・児童委員、福祉推進委員などの地域と保健・医療・福祉の専門機関が連携し、安心して暮らせるための地域づくりを進めていく必要があります。

2 前期 5 年の取組の方向性

安心して暮らせる地域づくりのためには、より利用者に近い視点を持つ地域で活動する人たちの力が必要不可欠であることから、これらの人たちと保健・医療・福祉の関係者との連携し、様々な情報や支援、サービスを身近に得ることができる環境の整備を進めます。

3 前期 5 年の重点施策

7-1-1 地域の住民や、ボランティア、自治会、民生委員・児童委員、福祉推進委員などと保健・医療・福祉との連携を充実させます。

- ・自治会等の地域住民や民生委員・児童委員等の福祉団体、保健・医療・福祉の関係支援機関及び行政で構成する地域発信型ネットワークの充実を図り、地域で起こっている課題をより広い地域で解決するシステムの構築を行います。
- ・できる限り住み慣れた地域で暮らし続けられるために、医療と介護、福祉等のサービスが日常

生活の場で適切に提供されるための地域の体制として地域包括ケアの構想を具体化していきます。

- ・福祉センターの総合相談窓口で受けた内容を、その後の支援が受けられるよう必要に応じて各関係機関等に適切につなぎます。
- ・市立芦屋病院と連携し、福祉センター内に医療相談所を開設します。

7-1-2 保健・医療・福祉に関する情報を分かりやすく提供します。

- ・地域包括支援センターをはじめ、介護保険の地域密着型施設などに情報を集め、地域住民との交流会などを通じて地域に提供していきます。
- ・点字版・音訳版での広報活動を行い、情報発信の手段を充実します。
- ・福祉センター内で、障がいの正しい知識等、福祉についての普及、啓発を行う様々な情報を発信します。
- ・手話通訳者を窓口配置するなど、相談に対応できる体制を整えます。

7-1-3 様々な制度やサービスを連携させて、生活困窮者の自立を支援します。

- ・生活を保障するため、経済的困窮者が生活の維持向上・自立を目指す間、経済的支援を行います。

4 市民主体による取組

- ◇ 自治会、民生委員・児童委員、福祉推進委員などへの協力・理解と積極的な参加
- ◇ 地域の活動に積極的に参加するなど、地域発信型ネットワークにつながる場への参加
- ◇ 身近な施設等の利用

施策目標 7-2 高齢者がいつまでもいきいきと安心して暮らせている

1 これまでの取組と課題

本市の65歳以上の人口は平成27年（2015年）には25,000人を超え、市民のおよそ4人に1人が高齢者という超高齢社会を迎えます。高齢社会を活力ある長寿社会とするためには、高齢者がいつまでも生きがいを感じて心豊かに住み続けられることが必要です。

本市では、高齢者福祉施策の基本方向等を示すため、介護保険制度がスタートした平成12年（2000年）以降、3年ごとに「芦屋すこやか長寿プラン」を策定し、その時々でのニーズや課題を整理しながら必要となるサービスの整備目標等を定め、それに向けた取組を進めてきました。

しかし、行政による各施策や事業の充実だけでなく、地域で活動する人や暮らす人との協働による取組が不可欠であることから、地域や関係機関等との幅広い連携が必要となっています。

2 前期5年の取組の方向性

高齢者が生きがいを持って、自らの経験や知識、技能を生かしながら主体的に社会の一員としての役割を果たして自分らしくいきいきとした生活を送り、また、介護や支援が必要となった場合でも尊厳を持って住み慣れた地域での生活を送ることができるよう、適切なサービスや地域での支えがある地域ケアの確立のための取組を進めます。

3 前期5年の重点施策

7-2-1 高齢者を地域とともに支援できる体制づくりを行います。

- ・高齢者を地域で支える環境づくりを進めるため、地域ケアの推進役を担う「高齢者生活支援センター」の機能を強化します。
- ・地域の様々な社会資源を活用し、地域発信型ネットワークの充実を図ります。
- ・高齢者が介護や支援を必要とする状態になった場合でも、住み慣れた地域の中で可能な限り安心して生活できるよう、地域密着型サービス施設を整備します。
- ・判断能力に不安のある高齢者が、必要なサービスを自己の選択によって利用したり、自立した日常生活を営むことができるように福祉サービスの利用促進を図るとともに、成年後見制度についての普及、啓発を強化します。

7-2-2 高齢者の生きがいを推進します。

- ・高齢者の社会参加を促進します。
- ・生きがいづくりに関する情報を随時提供し、参加を呼びかけます。

7-2-3 高齢者が自分の経験や知識や技能を生かせるよう就労の機会を拡充します。

- ・高齢者が地域社会の中で、自らの経験や知識、技能を生かせる環境をより一層充実させます。
- ・シルバー人材センターを、積極的に最大限活用していきます。

7-2-4 総合的な介護予防を推進します。

- ・介護予防事業の充実を図り、高齢者が継続的に介護予防に取り組めるよう自主グループの促進や高齢者生活支援センターの支援体制を強化します。
- ・介護予防事業への参加を促進するため、利用しやすい環境づくりと介護予防の必要性の普及、啓発に努めます。

4 市民主体による取組

- ◇ 地域ケア会議への積極的な参加
- ◇ 地域密着型サービス運営推進会議への参加
- ◇ 福祉ボランティア活動への理解と参加

施策目標 7-3

障がいのある人の権利が尊重され、持てる能力を最大限に発揮できる

1 これまでの取組と課題

障がいのある人が、地域において安心して生活できる社会を実現していくためには、障がいのある人を取り巻く環境の変化や状態、状況に応じた施策の推進と支援体制の構築を図ることが必要です。

障がい者支援については、平成15年（2003年）に支援費制度が導入され、障がい福祉サービスの利用が「措置」から利用者の自己選択、自己決定による「契約」へ転換されましたが、様々な課題が生じたことから制度の見直しがあり、平成18年（2006年）から「障害者自立支援法」が施行され、サービス体系の抜本的見直しが行われました。

本市では、障害者基本法に基づき、平成16年（2004年）と平成21年（2009年）に「芦屋市障害者（児）福祉計画」を、また、平成19年（2007年）と平成21年（2009年）には障害者自立支援法に規定されている「芦屋市障害福祉計画」を策定し、障がい福祉サービス

の提供や提供基盤の整備に努めてきました。

障がいのある人が持てる能力を最大限に発揮し、地域社会の一員として共に生き、支え合うまちを目指すには、地域での生活を支えるケア体制と地域での障がいに対する正しい理解と協力が必要です。

2 前期5年の取組の方向性

障がいのある人の権利が尊重され、持てる能力を最大限に発揮できるよう、障がいへの正しい理解を促進する取組を進めるとともに、相談窓口、障がい福祉サービスの提供基盤や就労支援など、サービスの充実に取り組んでいきます。

3 前期5年の重点施策

7-3-1 障がいへの理解を深めるため、普及、啓発活動を行います。

- ・ 学齢期の子どもを対象に、障がいへの正しい理解の啓発に努めます。
- ・ 当事者の組織化の促進や運営支援を図ります。

7-3-2 相談窓口体制や相談拠点の充実を図ります。

- ・ 権利擁護も含めた全ての相談に対応できるよう体制の充実を図ります。

7-3-3 障がい福祉サービスの提供基盤の整備を進めます。

- ・ 障害福祉計画に基づき、必要なサービスを確保します。
- ・ 発達に課題のある子どもには早期に適切な療育及び訓練等を提供します。

7-3-4 障がいのある人の就労支援を行います。

- ・ 就労に関する相談事業を拡充します。
- ・ 就労の場を提供します。
- ・ 特別支援学校在校生の就労に伴う実習生を市の施設に受け入れます。

4 市民主体による取組

- ◇ 障がいのある人への正しい理解、見守り、声かけ
- ◇ 福祉ボランティア活動への理解と参加

目標とする 10 年後の芦屋の姿

8 一人ひとりの意識やまちの雰囲気暮らしの安全を支えている

【関連する主な条例や課題別計画等】

市民の生活安全の推進に関する条例（平成 13 年条例第 17 号）

施策目標 8-1

市民一人ひとりの暮らしの安全・安心への意識が高まっている

1 これまでの取組と課題

様々な犯罪被害等に遭わないよう、子どもから大人まで一人ひとりが防犯意識や生活の知恵を大切にし、暮らしの安全・安心について意識を向上させることが必要です。

本市では、学校での安全教育を行うとともに、防犯協会や自治会、青少年愛護活動などを通じた啓発活動を行ってきました。

また、消費生活センターでの消費生活相談や、自治会や市民グループへの出前講座などによる啓発活動を行っています。

しかし、犯罪手口の多様化や巧妙化が進み、新たに発生する課題に迅速に対応していく必要があります。

2 前期 5 年の取組の方向性

暮らしの安全・安心への意識が高まるよう、引き続き、学校での安全教育に取り組むとともに、正確な犯罪情報、消費者安全情報等を入手して情報提供や啓発を行い、防犯協会や自治会などの団体や警察などの関係機関と連携し、防犯意識を向上させる取組を進めます。

3 前期 5 年の重点施策

8-1-1 犯罪から身を守る方法の周知、啓発に努めます。

- ・学校での安全教育や、防犯活動を行う関係団体、地域活動などを通じた啓発活動によって、市民が自分自身の身を守るための防犯意識の向上を図ります。

8-1-2 消費生活に関する情報を分かりやすく提供するとともに、相談業務の充実を図ります。

- ・消費生活センターにおける情報提供を充実します。
- ・弁護士等の専門家との連携を強化し、消費生活相談窓口の高度化を図ります。
- ・地域での消費生活に関する学習機会や啓発活動を充実します。
- ・学校における消費生活に関する教育との連携を図ります。

4 市民主体による取組

- ◇ 身近な犯罪情報を知ること

施策目標 8-2 犯罪が起きにくいまちになっている

1 これまでの取組と課題

犯罪が起きにくいまちになるためには、市民一人ひとりの防犯意識を広げて地域全体のものにしていく必要があります。

本市では、生活安全推進に携わる関係機関・団体等で構成する生活安全推進連絡会を設置し、情報交換や地域防犯活動の普及促進、安全意識を啓発するための協力などを行ってきました。また、地域での防犯活動を推進するため、まちづくり防犯グループの結成や活動への支援を行い、グループ同士の情報交換や交流の場としてまちづくり防犯グループ連絡協議会を開催するとともに、学校園や愛護活動、防犯協会などとの連携を図ってきました。

さらに、自治会などの要望によって、防犯意識を高めるため、青色防犯灯を設置してきました。

今後も、継続して取組を進め、地域における犯罪をなくし、市民が安心して快適に生活できるよう、安全・安心なまちにしていく必要があります。

2 前期5年の取組の方向性

犯罪が起きにくいまちになるよう、引き続き、地域の防犯活動への支援に取り組み、防犯協会などの関係団体、警察などの関係機関と連携するとともに、地域と協力して夜に暗がりになる場所を減らすなど、安全・安心なまちへの取組を進めます。

3 前期5年の重点施策

8-2-1 犯罪を防ぐための活動を促進します。

- ・犯罪発生に関する情報提供や子どもの見守り、パトロール活動などで犯罪が起きにくいまちづくりを目指します。
- ・地域における自主的な防犯活動の活性化に取り組みます。

8-2-2 夜間でも安心して市内を通行できるようにします。

- ・まちづくり防犯グループ等を通じて、夜間通行不安箇所に関する実態を把握し、対応についても地域と協議していきます。
- ・公益灯の補修、新設、容量変更による照度アップなどを継続して実施し、夜間通行不安箇所の減少を目指します。

4 市民主体による取組

- ◇ 地域を自分たちで守っていく活動への参加
- ◇ 通りを暗くしないための集合住宅の外灯や戸建住宅の門灯などの点灯活動

目標とする 10 年後の芦屋の姿

9 まちの防災力が向上し、災害時に的確に行動できるよう備えている

【関連する主な条例や課題別計画等】

斜面地建築物の制限に関する条例（平成 18 年条例第 17 号）

都市計画マスタープラン（平成 17～32 年度）

緑の基本計画（都市における緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画）（平成 19～32 年度）

地域防災計画（毎年更新）

水防計画（毎年更新）

国民保護計画（平成 19 年策定）

耐震改修促進計画（平成 20～27 年度）

施策目標 9-1

家庭や地域、行政の防災力が向上している

1 これまでの取組と課題

災害など万が一のときに的確に行動するためには、それぞれの家庭や地域で実際に活動できるように日頃から備えておくことが必要です。

本市では、自主防災会の結成を促し、防災倉庫を活用した防災訓練などへの支援を行うとともに、土砂災害警戒区域や避難所を掲載した防災情報マップを作成して配布するなど防災意識の向上に努めてきました。

しかし、新たな市民の転入などに伴い、今後も震災の経験を継続して活(い)かしていく取組を行っていく必要があります。

2 前期 5 年の取組の方向性

家庭や地域の防災力を高めるため、市民一人ひとりが自分の身は自分で守ることができるよう日頃からの心がけを促すことや、地域で被害を最小限に抑える活動や災害時要援護者を支援できる仕組みを整えていくための取組を支援するとともに、災害の経験や教訓を風化させることなく、次の世代へ様々な場で語り継いでいくための取組も継続して行います。

また、行政においても、火災や交通事故などの日常起こりうる災害に対する消防・救急救助体制の充実を図るとともに、地震等の大規模な自然災害に対する防災体制を充実させていきます。

さらに、近年のゲリラ豪雨などの浸水被害については住民避難の考え方も変わってきており、最新の防災に関する調査や研究に注目しつつ、本市としての対応に取り組みます。

3 前期 5 年の重点施策

9-1-1 災害時に地域の人たちが自主的に行動できるための活動を促進します。

- ・市民一人ひとりの防災意識を高めるための周知、啓発に努めます。
- ・災害時に様々な伝達手段を活用し、正確な情報を発信します。

- ・防災訓練の実施などにより，災害時に備えます。
- ・災害時に要援護者を地域の人たちで支援できる仕組みづくりを進めます。
- ・災害の経験や教訓を風化させることなく次の世代へ語り継ぐ活動を促進します。

9-1-2 火災や交通事故などの日常的な災害に迅速に対応できる体制を充実させます。

- ・統合型発信地表示システムの導入などにより，現場到着時間の短縮を目指します。
- ・消防車両の更新や救急救命士の育成，消防団との連携強化などにより，総合的な消防体制の強化を図ります。

9-1-3 大規模な災害に対応できる体制を充実させます。

- ・地域防災計画の毎年の更新は，最新の災害対応への考え方を取り入れながら行います。
- ・災害時相互応援協定を強化するため，広域的な連携を推進します。
- ・市民ニーズを取り入れた備蓄食料・備蓄物資の充実を図ります。

4 市民主体による取組

- ◇ 災害時に近くで気が付いた危険情報を行政へ連絡
- ◇ 防災訓練など地域における防災活動への積極的な参加
- ◇ 住宅用火災警報器の設置
- ◇ 的確な 119 番通報
- ◇ 消防団への入団

施策目標 9-2 災害に強い安全なまちづくりが進んでいる

1 これまでの取組と課題

地震などの災害から私たちのまちを守っていくためには，六甲山麓や芦屋川，宮川などの河川，海岸などの防災対策とともに，建物等が災害に強くなっていることが必要です。

本市では，阪神・淡路大震災以降，飲料水兼用耐震性貯水槽や防災倉庫の整備，災害時に緊急情報を市内一斉に伝達するための防災行政無線システムとして，市内全域に 30 か所以上の屋外拡声器を設置してきました。

また，災害に強い六甲山麓にするため，国や県，市民団体などと連携した植樹活動を行うとともに，河川においては芦屋川の増水警報システムを設置し，県においては芦屋川や宮川の河川改修を行ってきました。

さらに，学校園などの施設の耐震改修や，民間住宅の耐震診断や耐震改修を促進するための助成も行ってきています。

しかし，公共施設全ての耐震化が終了していないため，引き続き耐震化に取り組むとともに，住宅などの民間建築物の耐震化率を上げていく必要があります。

2 前期 5 年の取組の方向性

災害に強い安全なまちとなるため，引き続き，国や県とも連携しながら六甲山麓や芦屋川，宮川などの安全性を自然環境に配慮しながら高めていくとともに，住宅などの建物や上・下水道などの都市基盤施設の防災・減災機能を向上していくための取組を進めます。

3 前期5年の重点施策

9-2-1 住宅などの防災・減災機能の向上を促進します。

- ・建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援策について自治会等を通じて広く市民に周知することや、耐震の必要性を理解してもらう工夫を行いながら住宅の耐震化率を向上させる取組を推進します。

9-2-2 建物や施設の防災・減災機能の向上を図り、災害に強いまちづくりを進めます。

- ・既存の防災施設・設備の整備点検を実施し、機能を維持していきます。
- ・市有建築物について順次耐震化を進めます。
- ・上・下水道の老朽施設の更新工事を継続的に行うことにより、耐震化を図り安全性を確保します。
- ・浸水被害の軽減に努めます。
- ・地震や風水害、豪雨などの事象を想定し、水道施設のバックアップ機能の充実を図ります。

4 市民主体による取組

- ◇ 建築物の耐震診断や耐震改修
- ◇ フェニックス共済への加入

第3章 人々のまちを大切に作る心や暮らし方を まちなみにつなげる

【目標体系図】



目標とする 10 年後の芦屋の姿

10 花と緑に彩られた美しいまちなみが自然と調和している

【関連する主な条例や課題別計画等】

都市景観条例（平成 21 年条例第 25 号）
 緑ゆたかな美しいまちづくり条例（平成 11 年条例第 10 号）
 住みよいまちづくり条例（平成 12 年条例第 16 号）
 生活環境保全のための建築物等の規制に関する条例（平成 8 年条例第 25 号）
 地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成 14 年条例第 27 号）
 建築協定に関する条例（昭和 43 年条例第 23 号）
 斜面地建築物の制限に関する条例（平成 18 年条例第 17 号）
 都市計画マスタープラン（平成 17～32 年度）
 緑の基本計画（都市における緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画）（平成 19～32 年度）
 都市景観形成基本計画（平成 8 年策定）
 景観計画（平成 23 年度策定予定）
 第 2 次環境計画（平成 17～26 年度）
 森林整備計画（平成 19～28 年度）

施策目標 10-1 自然と緑を守り、創り、育てる文化を継承している

1 これまでの取組と課題

平成 16 年（2004 年）の「芦屋庭園都市宣言」にふさわしい美しいまちなみを形成していくためには、今ある芦屋の自然と緑を守り、創り、育てるとともに、まちなかも花と緑でいっぱいにし、まちが自然と調和していくことが必要です。

本市では、健全で緑ゆたかな美しい環境を保全するために市民と行政がそれぞれの役割分担のもとで協働して取り組むよう、平成 11 年（1999 年）に「緑ゆたかな美しいまちづくり条例」を制定しました。

また、平成 16 年（2004 年）に「芦屋庭園都市」を宣言して庭園都市アクションプログラムを進め、さらに、平成 20 年（2008 年）に「芦屋市緑の基本計画」を策定して花と緑いっぱいのまちづくりを推進し、平成 17 年（2005 年）に策定した「第 2 次芦屋市環境計画」では人と自然とのふれあいを目標の一つとして具体的な取組を進めています。

2 前期 5 年の取組の方向性

自然と緑を守り、創り、育てる文化が継承されていくため、六甲山など芦屋市域よりも広い範囲の緑を守るとともに、芦屋川や宮川などの河川沿い、道路、公園、広場などの公共空間や、市域の大部分を占める住宅地に花や緑を増やす取組を進めます。

また、自然環境を守るため、自然とふれあう環境を整え、自然を大切にする意識を醸成するための取組を進めます。

3 前期5年の重点施策

10-1-1 まちなかを花と緑で彩り、道路や河川沿いの緑を守り育てます。

- ・市内を花と緑でいっぱいにする活動を促進します。
- ・公共空間の花と緑を守り育てます。
- ・主要な道路や河川沿いの緑を守り育てます。
- ・緑ゆたかな「緑の保全地区」を守り、緑化重点地区や緑化への助成によって緑化推進を図ります。
- ・緑ゆたかな環境を与える保護樹等の更なる指定を行い、緑を大切に保護していきます。

10-1-2 安全に芦屋の自然と親しむことができる環境を保全します。

- ・芦屋川は市民の憩いと潤いを与える川として、宮川は多自然型の川を目指し、人々に親しまれる水辺空間の保全について引き続き県に求めていきます。
- ・山の自然と親しめる環境を保全します。

4 市民主体による取組

- ◇ オープンガーデンへの参加
- ◇ 花と緑のコンクールへの応募
- ◇ 地域での花壇活動への参加
- ◇ 保護樹、保護樹林指定への協力

施策目標 10-2 建物などが地域ごとの緑ゆたかな景観と調和している

1 これまでの取組と課題

土地の細分化などが進み変わりつつある芦屋のまちなみについて、市民と行政で考えていくことが必要です。

本市では、市民が健全で快適な生活を営む上で基盤となる住環境の保全及び育成のため、平成12年（2000年）に「芦屋市住みよいまちづくり条例」を制定し、市民、建築主、宅地開発事業者等と市の責務や基本となる事項などを定めるとともに、その地域の住民が自分たちでまちなみのルールづくりを行う地区計画や建築協定の取組を進めてきました。

さらに、平成8年（1996年）に制定した「芦屋市都市景観条例」を平成21年（2009年）に全面改正するとともに、市全域を景観法で定める景観地区に指定し、国際文化住宅都市にふさわしい魅力ある景観をつくり出し、個性ゆたかで快適なまちを目指しています。

2 前期5年の取組の方向性

建物などが地域ごとの緑ゆたかな景観と調和していくためには、これまでの成果を更に確実にしていくための取組を進めていくとともに、建築物だけでなく屋外広告物を含む工作物についても周辺の景観と調和した美しいまちなみとなる取組を進めます。

3 前期5年の重点施策

10-2-1 芦屋らしい美しい景観となるよう景観誘導施策を進めていきます。

- ・芦屋川周辺や南芦屋浜の景観地区の指定を進めていきます。
- ・景観行政団体となり、芦屋市屋外広告物条例を策定し、広告物も含めた総合的な景観行政を行

います。

- ・地域ごとにその地域に合ったまちづくりを進めるため、地区計画を推進します。

4 市民主体による取組

- ◇ 景観地区についての理解と協力
- ◇ 景観計画策定への協力
- ◇ 住宅等の生垣や石積みの保全
- ◇ 住宅等の道路との敷き際への花木の植栽

目標とする 10 年後の芦屋の姿

11 環境にやさしい清潔なまちでの暮らしが広がっている

【関連する主な条例や課題別計画等】

- 緑ゆたかな美しいまちづくり条例（平成 11 年条例第 10 号）
- 清潔で安全・快適な生活環境の確保に関する条例（平成 19 年条例第 13 号）
- 廃棄物の減量及び適正処理に関する条例（平成 12 年条例第 32 号）
- 第 2 次環境計画（平成 17～26 年度）
- 緑の基本計画（都市における緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画）（平成 19～32 年度）
- 環境保全率先実行計画（平成 23～27 年度）
- 一般廃棄物処理基本計画（平成 17～26 年度）
- 分別収集計画（平成 20～24 年度）
- 芦屋処理区合流式下水道緊急改善計画（平成 21～25 年度）

施策目標 11-1 環境に配慮した暮らしやまちづくりが進んでいる

1 これまでの取組と課題

近年、地球温暖化などの環境問題が深刻になっており、本市においても更に取り組んでいく必要があります。

本市では、「人と環境とのすこやかな関わりを誇る都市・あしや」を目指し、平成 17 年（2005 年）に 10 年間の「第 2 次芦屋市環境計画」を策定し、芦屋エコライフの普及や環境への負荷の低減への取組を進めるとともに、平成 19 年（2007 年）に「第 2 次芦屋市環境保全率先実行計画（あしやエコオフィスプラン）」を策定して事業者としての取組も行っています。

今後も、これらの取組を更に確実に進めていく必要があります。

2 前期 5 年の取組の方向性

市民が環境に配慮した暮らしをし、環境にやさしいまちとなるよう、自然環境を守り、まちなかの緑を増やす取組を進めるとともに、環境への負荷を低減するため、ごみの減量化、再資源化及び太陽光発電などの省エネルギーの推進などに取り組んでいきます。

3 前期 5 年の重点施策

11-1-1 市民が省エネルギーやリサイクルの推進など環境に配慮した生活ができるよう周知、啓発に努めます。

- ・住宅用太陽光発電など、省エネルギー設備等について国、県等の動向を見ながら普及促進に努めます。
- ・ごみの減量化・再資源化を目的とした一般廃棄物処理基本計画（ごみ処理基本計画）に基づき、廃棄物のリデュース・リユース・リサイクルの推進に取り組みます。
- ・身近な題材をテーマに楽しく環境について学習できる事業を継続して実施します。

11-1-2 行政も事業者として適切な廃棄物の処理や公共用水域の水質保全など、環境に

配慮した取組を推進します。

- ・公共用水域の水質保全に努めます。
- ・環境への負荷が少ない適切な廃棄物の処理を行います。

4 市民主体による取組

- ◇ 省エネ意識をもった生活
- ◇ 環境負荷の少ない設備の設置
- ◇ 環境負荷の少ない製品の購入，利用
- ◇ 建物の新築・増改築時における雨水浸透施設の設置
- ◇ ごみの分別排出の徹底
- ◇ 生ごみの水切り

施策目標 11-2 清潔なまちづくりが進んでいる

1 これまでの取組と課題

美しいまちなみを形成するためには、まちを清潔に保ち、不快な思いをせずに生活できることも必要です。

本市では、平成 19 年（2007 年）に「芦屋市清潔で安全・快適な生活環境の確保に関する条例」（通称：市民マナー条例）によって、歩行喫煙、たばこの吸殻及び空き缶等の投げ捨て、飼い犬のふんの放置、夜間の花火、落書き等の禁止について定め、市民の清潔で安全かつ快適な生活環境の確保のための取組を進めてきています。

これらの取組の成果は表れてはいますが、まだ十分とは言えず、今後も更に周知徹底に努めていく必要があります。

2 前期 5 年の取組の方向性

清潔なまちとなるよう、（通称）市民マナー条例の取組を更に進め、市外から来られる方への周知とともに、市民一人ひとりのマナーが向上し、ごみの散乱やポイ捨て、落書きなど他人の迷惑になるような行為ができないようなまちの雰囲気にしていくよう取り組みます。

3 前期 5 年の重点施策

11-2-1 清潔で安全・快適な生活環境の確保に関する条例（通称：市民マナー条例）の周知，啓発，誘導に努めるなど清潔なまちづくりを進めます。

- ・市内公共施設における受動喫煙防止対策を推進します。
- ・清潔で安全・快適な生活環境の確保を図るため、市民マナー条例の充実を図ります。
- ・市内の生活環境向上のため美化運動を推進します。

4 市民主体による取組

- ◇ 地域のマナーは地域で守るとの視点に立った行動や周囲への啓発
- ◇ 市内公共施設管理者や公共交通機関事業者による受動喫煙防止対策

目標とする 10 年後の芦屋の姿

12 交通マナーと思いやりがまちに行き渡り、市内が安全に安心して移動できるようになっている

【関連する主な条例や課題別計画等】

交通バリアフリー基本構想（平成 19 年策定）

交通安全計画（平成 23 年度改訂予定）

施策目標 12-1 交通ルールやマナーに関する意識が高まっている

1 これまでの取組と課題

市内を安全に移動できるようになるためには、道路を利用する全ての人々が交通ルールを守り、お互いに配慮して気持ちよく利用できるよう交通マナーを向上していくことが必要です。

本市では、交通事故のない芦屋を目指し、平成 19 年（2007 年）に「芦屋市交通安全計画」を策定し、市民の交通安全に関する意識の普及を図る取組を進めてきました。

しかし、交通事故の発生件数は横ばいを続けており、効果的な取組を行う必要があります。

2 前期 5 年の取組の方向性

これまでの取組を充実するため、警察や交通安全協会などの関係機関との連携を強化しながら、自動車や自転車などに乗る人や歩行者一人ひとりの交通ルールとマナーの向上を目指して取り組みます。

3 前期 5 年の重点施策

12-1-1 交通に関するルールとマナーの周知、啓発に努めます。

- ・チャイルドシートの着用など、子どもを交通事故から守るための周知、啓発に努めます。
- ・子どもたちや高齢者を対象に交通安全教室を開催します。
- ・自転車の交通ルールとマナーについて街頭指導を行い、周知、啓発に努めます。

4 市民主体による取組

- ◇ 道路を利用する全ての人々が交通ルールを守り、気持ちよく利用できるようお互いに配慮した思いやりの気持ちで交通マナーを高める。
- ◇ お互いに交通ルールやマナー違反について注意を呼びかける。
- ◇ 自動車や自転車などに乗る人は常に歩行者を優先する。

施策目標 12-2 公共施設などのバリアフリー化が進んでいる

1 これまでの取組と課題

年齢や障がいの有無にかかわらず、誰もがどこでも気軽に安心して移動できるためには、道路や建物などがバリアフリー化されていることが必要です。

本市では、高齢者や障がいのある人などが円滑に移動ができ、建築物等の施設を利用しやすくするため、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」に基づき、平成 19 年（2007 年）に「芦屋市交通バリアフリー基本構想」を策定し、阪神芦屋駅・市役所を中心とした地区を重点整備地区として定め、特に平成 22 年度（2010 年度）までに実施する事業を中心にバリアフリー化に取り組んできました。

今後も、公園や道路のバリアフリー化を計画的に進めていく必要があります。

2 前期 5 年の取組の方向性

重点整備地区で長期的に実施する取組を進めるとともに、その他の道路や公園などの公共空間や様々な人が利用する建物などのバリアフリー化についても優先順位をつけながら進めていきます。

3 前期 5 年の重点施策

12-2-1 道路や公園などの公共空間のバリアフリー化を進めます。

- ・歩道設置路線のバリアフリー化を進めます。
- ・公園施設のバリアフリー化を進めます。
- ・交通バリアフリー基本構想に基づき、市役所周辺のバリアフリー化について取り組みます。

12-2-2 様々な人が利用する建物のバリアフリー化を推進、促進します。

- ・公共施設のバリアフリー化を進めます。
- ・ソフト面では、「ユニバーサル社会づくり推進地区」内の店舗や医療施設等の高齢者や障がいのある人などが利用する施設のバリアフリー化改修工事の補助制度を周知し、県と連携し支援します。

4 市民主体による取組

- ◇ 点字ブロックなどのバリアフリー設備の使用を妨げないよう、物などを置かないこと。

施策目標 12-3 市内を安全かつ快適に移動できる

1 これまでの取組と課題

移動手段を持たない人でも快適な暮らしができるためには、道路や橋りょうが安全に通行できるとともに、歩道が整備され、公共交通が利用しやすくなっていることが必要です。

本市では、道路や橋りょう、防護柵などの維持管理とともに、新たな道路の整備や区画整理事業においては歩道の整備を行ってきました。また、道幅が狭く歩道を確保できない道路については、自動車などがスピードを出せない工夫を行ってきています。

前期基本計画

また、駐輪場の増設や、違法駐輪の撤去など、歩行者の安全確保に努めてきました。

しかし、歩道が整備できない道路への対策や、市内の南北交通が不便なことからバス路線などの改善を求める声もあります。

2 前期5年の取組の方向性

誰もが安全かつ快適に移動できるよう、道路や交通安全施設を適切に整備・維持管理し、歩道を整備できない道路については、引き続き歩行者の安全を確保するための工夫を進めるとともに、バスや鉄道といった公共交通を利用しやすくするための取組を検討します。

また、歩行者の安全確保のために違法駐車・駐輪がなくなるよう、市内の店舗や鉄道駅周辺の駐車場や駐輪場を利用しやすくするための取組を進めます。

3 前期5年の重点施策

12-3-1 道路や交通安全施設の整備・維持管理を適切に行います。

- ・道路、橋りょう等を計画に基づき修繕、整備します。
- ・歩道が未整備の道路については歩行者の安全が確保できるよう、様々な工夫に努めます。

12-3-2 駅周辺の交通機能を高めるための取組を検討します。

- ・J R 芦屋駅南側の交通機能を高めるため、また、芦屋らしい南玄関口となるようJ R 芦屋駅南地区まちづくり計画案を検討します。

12-3-3 公共交通や道路網を含めた市内交通の円滑化に向けて取り組みます。

- ・バス運行の改善や利便性の向上について関係機関と協議します。
- ・山手幹線開通後の環境への影響や周辺道路の交通量の実態を把握し、安全かつ円滑な交通処理の実現に向け対策を検討します。
- ・社会情勢等の変化を踏まえ、未整備の都市計画道路のあり方について研究します。

12-3-4 店舗や駅周辺での違法駐車や違法駐輪を減らす取組を進めます。

- ・既存の自転車駐車場施設を改良するなど、収容台数増加に取り組みます。
- ・駅周辺の放置禁止区域における違法自転車等の撤去作業を継続して実施します。

4 市民主体による取組

- ◇ 駐車場や駐輪場の利用

目標とする 10 年後の芦屋の姿

13 充実した住宅都市の機能が快適な暮らしを支えている

【関連する主な条例や課題別計画等】

- 都市計画マスタープラン（平成 17～32 年度）
- 住宅マスタープラン（住生活基本計画）（平成 20～29 年度）
- 市営住宅等ストック総合活用計画（平成 22～41 年度）
- 水道施設整備計画（平成 18～41 年度）
- 公共下水道事業計画（平成 23～28 年度）
- 下水道中期ビジョン（平成 22 年度策定予定）
- 公共施設建築物の計画的保全に対する基本方針（平成 22 年策定）

施策目標 13-1 良質なすまいづくりが進んでいる

1 これまでの取組と課題

芦屋らしい美しい景観の大きな要素である住宅が周辺の景観と調和していることも必要ですが、安全と安心のためのすまいづくりも必要です。

本市では、これまで培われてきた芦屋のまちのよさを次の世代に継承しながら住宅都市として成熟していくため、平成 20 年（2008 年）に「芦屋市住宅マスタープラン」を策定し、住宅施策を総合的かつ効果的に推進するための取組を進めています。

また、今後の市営住宅等の計画的な修繕、改善、建替などのストックの活用方法を定めるため、平成 22 年（2010 年）に「芦屋市営住宅等ストック総合活用計画」を策定して安全で快適なすまいを長期にわたって確保することを目指しています。

このような状況の中で、近年、耐震改修、バリアフリー改修等の住宅リフォームや集合住宅の維持管理に関する相談窓口への需要が高まっています。

2 前期 5 年の取組の方向性

これまで取り組んできた良好な住環境の形成と、良質な住宅供給の促進や市営住宅等の耐震化とともに、既存の戸建住宅、集合住宅の耐震化やバリアフリー化の促進、維持管理のための相談体制や情報提供の充実などに取り組んでいきます。

3 前期 5 年の重点施策

13-1-1 良好な住環境の形成と良質な住宅供給を促進します。

- ・緑ゆたかな住宅景観の継承と、より魅力ある都市景観の創造を図ります。
- ・住みよいまちづくり条例等に基づいて良好な住環境の保全・育成に努め、良質な住宅供給を促進します。

13-1-2 住宅の維持管理や改善に向けた相談や情報提供に努めます。

- ・総合的な住宅相談窓口を設置し、バリアフリー化や耐震化等の住宅リフォームの促進を支援します。

前期基本計画

- ・既存マンションの良好な維持管理や改善等の課題解決に向けた、マンション管理組合の情報交換・共有の場づくりを支援します。

13-1-3 市営住宅等の耐震化やバリアフリー化等を進め、ストックの維持管理を適切に行います。

- ・市営住宅等ストック総合活用計画に基づき、市営住宅等の耐震化やバリアフリー化を進めます。

4 市民主体による取組

- ◇ 良好な住環境の形成への理解と協力
- ◇ マンション管理組合の理解と協力
- ◇ 市営住宅の建替等についての入居者の理解と協力

施策目標 13-2 住宅都市としての機能が充実している

1 これまでの取組と課題

快適な暮らしを支えていくためには、住宅都市に必要な都市施設が適切に整備・維持管理されていることが必要です。

本市には、道路、橋りょう、公園や上・下水道施設をはじめ、市営住宅、学校園、病院、福祉施設、集会所施設、社会教育施設、市庁舎等の様々な施設があります。阪神・淡路大震災を教訓に、多くの方が利用する施設、病院、学校園などを優先して耐震化やアスベスト対策などへの対応を行ってきました。

現在、市が保有する多くの既存施設の老朽化が進んでいます。近年は、震災当時に損傷を受けた部分の改修を行ったのみで、厳しい財政状況から根本的な改修を行っていない状況です。このため、既存施設のあり方を検討しつつ、計画的な改良と維持管理が必要となっています。

2 前期5年の取組の方向性

住宅都市としての機能を有効に活用できるよう、既存施設の状況把握や対処が必要な部分の洗い出しを行い、優先順位をつけながら、暮らしに必要な都市施設が安全で快適に利用できるよう、計画的な改良や維持管理に取り組んでいきます。

3 前期5年の重点施策

13-2-1 都市施設や設備の効率的な活用や長寿命化のための保全計画を策定し、適切な改修や維持管理を行います。

- ・市が保有する建築物に関する情報をデータベース化し、保全計画を策定します。
- ・水道の老朽管路の更新を計画的に行っていきます。
- ・下水道長寿命化計画を策定し、下水道施設の改築、更新を行っていきます。
- ・公園施設について長寿命化計画に基づき維持管理していきます。

施策目標 13-3 市内の商業が活性化し、市民の利便性も向上している

1 これまでの取組と課題

芦屋に暮らす人が快適に生活するためには、消費生活の利便性を高める必要があります。

本市では、J R芦屋駅北側の再開発事業以降は、中小企業への融資とともに、商工会と連携して商店街の空き店舗対策や商業活性化支援対策などを行ってきました。

しかし、5年ごとに行っている広域商業診断の平成20年（2008年）の結果では、芦屋の商業は、阪神・淡路大震災から復興したものの景気の低迷が続いていることに加え、特に近年は周辺部に相次いで大規模な商業施設ができたこともあって、買い物客が市外に流れる傾向にあり、小売商業は厳しい状況となっています。

2 前期5年の取組の方向性

市民が便利に買い物などの消費生活ができるように、商店街の空き店舗対策など商店の集積を促進するとともに、文化やスポーツ教室など商業以外の機能、休憩スペース、歩きやすく安全で快適な歩道などといった消費者ニーズに的確に応えていけるよう、公共空間や商業共同施設などの商業環境の整備に努め、商工会と連携して商店街や商業者を支援する取組を進めます。

3 前期5年の重点施策

13-3-1 魅力ある商店街づくりを推進し、生活の利便性の向上を目指します。

- ・商店街の活性化対策を支援します。
- ・安全で快適な商業環境を目指し、商業施設の整備を支援します。

13-3-2 市民の利便性の向上のため、商業・業務施設の立地を検討します。

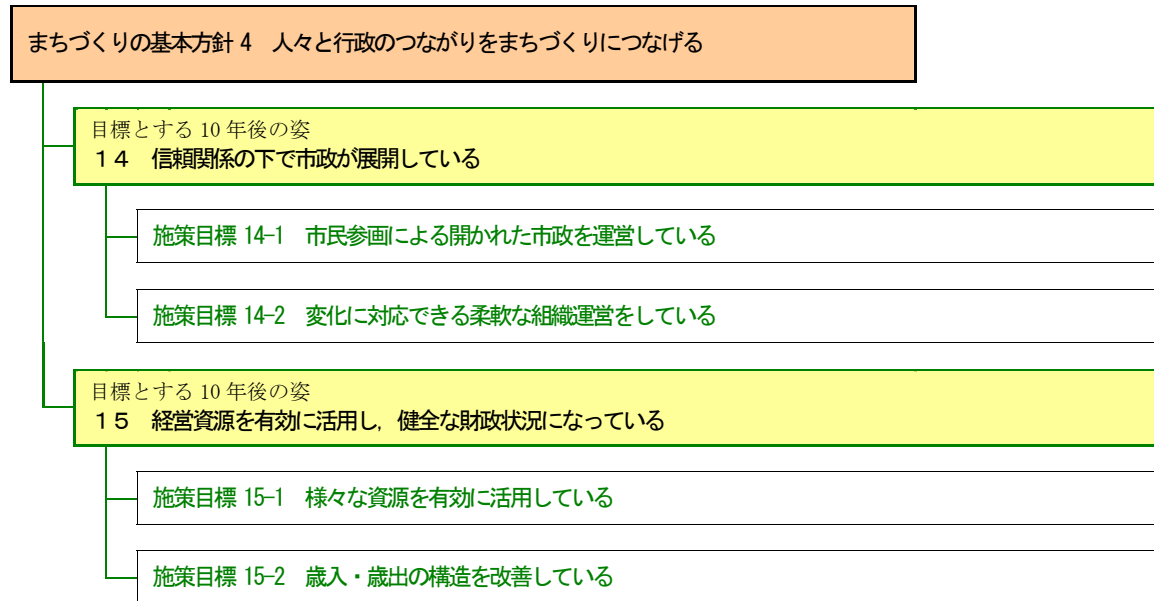
- ・J R芦屋駅から阪神芦屋駅にかけて歩いて楽しい商業空間となるよう、また、J R芦屋駅の南側へ乗降する人がより便利になるよう、J R芦屋駅南地区のまちづくりの中で、商業サービスのあり方を検討します。

4 市民主体による取組

- ◇ 身近な商店や商店街の利用

第4章 人々と行政のつながりをまちづくりにつなげる

【目標体系図】



目標とする 10 年後の芦屋の姿

14 信頼関係の下で市政が展開している

【関連する主な条例や課題別計画等】

情報公開条例（平成 14 年条例第 15 号）
 行政手続条例（平成 11 年条例第 3 号）
 個人情報保護条例（平成 16 年条例第 19 号）
 附属機関の設置に関する条例（平成 18 年条例第 5 号）
 情報提供の推進に関する指針（平成 17 年策定）
 附属機関等の設置等に関する指針（平成 16 年策定）
 人材育成基本方針（平成 17 年策定）
 危機管理指針（平成 18 年策定）
 新型インフルエンザ対策計画（平成 21 年策定）

施策目標 14-1 市民参画による開かれた市政を運営している

1 これまでの取組と課題

開かれた市政のためには、市政に関する情報を積極的に市民へ開示するとともに、市民による市政参画が必要です。

本市では、平成 14 年（2002 年）に「芦屋市情報公開条例」を施行し、平成 17 年（2005 年）に「芦屋市情報提供の推進に関する指針」を策定して、情報提供と市民と行政の相互理解に努めてきました。

また、平成 19 年（2007 年）に「芦屋市市民参画及び協働の推進に関する条例」を、平成 20 年（2008 年）には「芦屋市市民参画協働推進計画」を策定して市民の積極的な参画と協働を推進してきました。

しかし、依然として市政に関する情報が分かりにくいという声や、身近な施策や事業での市民参画の機会を求める意見などがあり、市民目線での情報提供を行うとともに、市民参画のあり方を状況に応じて検討する必要があります。

2 前期 5 年の取組の方向性

市民参画による更に開かれた市政となるよう、市政に関する情報を市民に分かりやすいものとするための取組を進めるとともに、市政への参画のあり方や、施策を市民目線で見直すなどの取組を進めていきます。

3 前期 5 年の重点施策

14-1-1 市政に関する情報を適時に適切な方法で分かりやすく発信し、透明性の確保に努めます。

- ・市政に関する情報を適時に適切な方法で分かりやすく発信します。
- ・情報提供の推進に関する指針に基づき、情報提供の充実に努めます。

14-1-2 市民参画の機会の充実に努めます。

- ・パブリックコメントでの意見募集や附属機関などの委員を市民から公募するなどの市民参画の仕組みを、時代に合うように市民と協働で見直します。

14-1-3 総合計画の取組の成果を市民目線で確認しながら、施策を改善していきます。

- ・施策評価に基づいた事業計画を作成するサイクルを確立します。
- ・成果に重点を置いた施策評価を外部の専門家や市民の参加を得ながら定着させていきます。

4 市民主体による取組

- ◇ 市政に関する情報の積極的な利用
- ◇ 市民参画の機会への積極的な参加

施策目標 14-2 変化に対応できる柔軟な組織運営をしている

1 これまでの取組と課題

市民から信頼される市政を進めていくためには、公正の確保や法令遵守はもとより、変化に対応できる柔軟な組織運営を行っていくことが必要です。

本市では、柔軟でスリムな行政システムを目指し、組織の簡素化や職員数の削減などに取り組んできました。また、平成 17 年（2005 年）に「あしや」人材育成基本方針」を作成し、社会経済情勢の変化に的確に対応できる職員の育成を目指してきました。

行政が行う業務が多様化、複雑化することによって、施策分野における専門性が必要になってきていますが、施策間の連携や組織横断的な視野がより必要になっています。

また、指定管理者制度の導入や業務委託の増大に伴って管理能力の向上が必要となるとともに、市民参画や市民との協働のために市民や地域と連携できるコミュニケーション能力も求められています。

2 前期 5 年の取組の方向性

組織として変化に対応できる柔軟な運営ができるよう、時代の要請に応じた職員一人ひとりの能力を高めていくとともに、持てる力を十分に発揮することができる組織環境を整え、常に広い視野で横の連携を意識し、組織として柔軟かつ迅速に対応していけるよう取り組んでいきます。

3 前期 5 年の重点施策

14-2-1 職員一人ひとりが能力の向上に努め、組織として行政サービスの向上を目指します。

- ・人材育成基本方針に基づく実施計画など、職員の意識改革、資質向上、能力開発に関する取組を推進します。
- ・人事評価結果の検証を行い、適正な処遇や人材育成等に努めます。

14-2-2 職員一人ひとりが横の連携を常に意識し、組織として柔軟かつ迅速に対応します。

- ・市民からの意見等の情報共有化の仕組みづくりを行います。
- ・組織横断的な課題解決ができるよう複数の課の連絡調整など関連分野との連携を重視した柔軟かつ横断的な組織運営に努めます。
- ・市民からの問い合わせや窓口業務などにおいては、全ての人に優しく迅速な対応を心がけるとともに、適切な部署への案内などサービスの充実に努めます。

14-2-3 職員一人ひとりが公正の確保，法令遵守はもとより，危機管理意識の醸成を図りながら確実な組織運営を行います。

- ・適正かつ確実な個人情報保護に努めます。
- ・適正な情報公開制度の運用に努めます。
- ・職員の危機管理意識の醸成を促進します。
- ・職員の法務能力向上のための取組を進めます。

4 市民主体による取組

- ◇ 市民から見た行政の改善点の提案

目標とする 10 年後の芦屋の姿

15 経営資源を有効に活用し、健全な財政状況になっている

【関連する主な条例や課題別計画等】

- 債権管理に関する条例（平成 21 年条例第 13 号）
- 行政改革基本計画（平成 19～23 年度）
- 行政改革実施計画（平成 19～23 年度）
- 長期財政収支見込み（毎年更新）
- 新地方公会計制度による財務書類（毎年更新）

施策目標 15-1 様々な資源を有効に活用している

1 これまでの取組と課題

限られた資源の中でまちづくりを進めていくためには、芦屋のまちの個性や魅力、市民の力をも含めた様々な資源を最大限に活用していくことが必要です。

本市は、阪神間の交通の利便性が向上するに伴い、早くから西洋文化が浸透し、風光明媚で閑静な郊外住宅地として開発され、多くの文化人も集い、阪神間モダニズムの開花など、現在の芦屋の基礎となる洗練された都市文化が培われてきました。また、戦後間もない昭和 26 年（1951 年）には住民投票によって「芦屋国際文化住宅都市建設法」が施行されています。

このように、芦屋には市民と共に守り育てあげてきた良好な住環境や、芦屋ならではの歴史、風土、文化があり、市民の誇りと愛着となっています。

これらの資産の魅力をもっと高め、市民の力が更に発揮できる環境づくりを行うとともに、新たな資源の発掘と活用が必要です。

2 前期 5 年の取組の方向性

様々な資源を有効に活用していくため、芦屋の個性や魅力を生かし、高める取組を進めるとともに、市民の力、民間の力をまちづくりのために有効に取り込むための取組を進めます。

3 前期 5 年の重点施策

15-1-1 芦屋の個性や魅力を更に高めるまちづくりを進めます。

- ・快適で住みよいまちづくりを進め、「住み続けたいまち・住んでみたいまち・芦屋」を目指します。

15-1-2 市民力や民間の力を有効に取り込み、行政の活力の向上を目指します。

- ・民間の創意工夫が発揮しやすい分野では、民間の力を活用してより付加価値のある公共サービスの提供に取り組みます。
- ・民間も含めた資産を活用した効率的な公共サービスの提供を検討します。
- ・大学等との連携の拡大を検討します。

15-1-3 保有する施設や土地などの資産を有効に活用します。

- ・地域のニーズに応じた既存施設を活用する仕組みづくりを行います。

4 市民主体による取組

- ◇ 芦屋の個性や魅力を生かし、住宅地と調和した事業の展開（特に事業者）
- ◇ 芦屋の個性や魅力の発信

施策目標 15-2 歳入・歳出の構造を改善している

1 これまでの取組と課題

本市では、危機的な財政状況に4年以内に再建の目途を立てるため、平成15年（2003年）に「行政改革実施計画」を策定し、財政の健全化に取り組んできました。さらに、平成19年（2007年）にこの計画を見直し、引き続き取り組んでいます。

危機的な財政状況は脱することはできましたが、依然として市債の償還が財政を圧迫し、基金を取り崩して収支のバランスを保っている状況です。

そのため、計画的な市債の償還とともに、効果的かつ効率的な財政運営が必要となっています。

2 前期5年の取組の方向性

歳入と歳出の構造を改善するよう、市としての仕事や役割を検証しながら公共サービスの再構築に取り組むとともに、様々な課題を解決しながら、歳入を確保し、歳出を削減するための取組を進めます。

3 前期5年の重点施策

15-2-1 本来、市として果たすべき仕事や役割を検証し、公共サービスの再構築に取り組めます。

- ・市の責任と役割を再点検し、新しい市民ニーズに対応した事業に経営資源を振り替えていくなど、公共サービスの再構築に取り組めます。

15-2-2 財政健全化のための取組を進めます。

- ・公平性の観点から受益者負担の適正化及び債権管理等を確実に行います。
- ・簡素で効率的な行政運営を目指し、行財政改革を進めます。
- ・市債残高を計画的に減少させることで財政指標の改善を図り、財政の早期健全化を進めます。

4 市民主体による取組

- ◇ 財政状況への関心と理解

